

第10日目（3月8日）

○議 長（塩谷寿雄君） おはようございます。早朝より傍聴者の皆様お越しいただきありがとうございます。

これより本日の会議を開きます。ただいまの出席議員数は22名であります。市長より議場内、スリッパの許可願が出ていますのでこれを許します。

〔午前9時30分〕

○議 長 本日の日程は議事日程（第5号）のとおり一般質問といたします。

○議 長 質問順位12番、議席番号14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 おはようございます。市民の皆様には傍聴においでいただきありがとうございます。議長より発言を許されましたので、通告に従い一般質問を行います。今回はほんの4項目であります。

1 空き校舎を利用した子どもランドについて

まず1、空き校舎を利用した子育て応援施設子どもランドについてであります。第3期南魚沼市子ども・子育て支援事業計画を令和6年度に予定しています。そのためのニーズ調査を今年度、令和5年度に実施する予定であります。国はこども家庭庁を設置、こどもまんなか社会を目指し、新たな政策を実施します。令和5年4月施行のこども基本法に基づき、こども大綱を策定する予定であります。年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援を行おうとしているものであります。困難な状況にある子ども支援として、児童発達支援センターの機能強化を含む障がい児支援体制の強化として4,721億円の予算が生まれ、現在国会で審議されております。こういう国の動きに合わせて、南魚沼市こども計画の策定を視野に入れた事業計画策定を南魚沼市は実行する予定であります。少子化対策の有効な施策となるよう、担当課の奮闘を期待するものであります。

昨年、発達障がい支援施設の実態について質問しましたが、休止中の施設がこの3月半ばに再開するという話を聞き、ほっとしております。未就学児の支援を行う施設再開は急務であります。相談家庭と支援施設を結ぶ市役所の役目は重い。家庭と施設のマッチングが迅速に行われるように、市役所の対応が求められております。

さて、旧石打小学校校舎活用方法の一つの策として、保育園を統合してここに設置し、グラウンドや体育館を持った乳幼児から学齢期までの大きな子育て施設、子どもランドとして活用することを考えるべきではないか。山形県の東根市の施設に倣ったやり方を推奨いたします。そして、発達障がいのある子供たちが3歳から支援を受けられる施設をここに併用した、学校施設の活用を一番に考えるべきと思います。そこで、旧石打小学校の校舎を活用し、統合保育園、子育て応援施設、発達障がい児支援施設として子どもランドにする考えはないか伺うものであります。

市長にはいつにも増して簡潔明瞭な答弁を期待するものでありますけれども、答弁内容によりましては質問席にて再質問を行います。

○議 長 寺口友彦君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市長 改めましておはようございます。一般質問3日目、最初に寺口議員のご質問にお答えします。

1 空き校舎を利用した子どもランドについて

まず、大項目1点目の空き校舎を利用した子どもランドについてというお尋ねであります。今、空き家というか空き校舎になっている旧石打小学校の校舎を活用して、統合保育園とか、子育て応援施設とか、発達障がい支援施設として総合的に子どもランドにする考えはないかという考えです。石打地域の保育園統合については当該地域でも少子化が進んでおりまして、令和5年4月の入園見込み数が石打保育園で20人、上関保育園で24人ということで、令和4年4月と比較しても地域全体で4人減ということです。私もあそこで育った人間として、非常にさみしく思いますが、今後も減少が見込まれているという状況です。

令和4年度に行った保護者の説明会——こういったことを行っているのですけれども、ここでは両保育園の保護者の方々から統合に反対するという意見は出ていないということであります。施設運営の適正化からも、早期の統合を目指して地域との交渉を進めたいと考えているところであります。統合保育園の位置などにつきましては、これは今、石打小学校というふうにお話をされていますが、それも含めてというか、そこにかかわらずですけれども、一体どこがいいのかということも含めて、議論等々を進めていきたいと考えています。

もう一つ、発達障がいのある子供たちが、児童発達支援を受けられる施設というご提案だと思います。このことにつきましては、現在市には発達障がい支援施設が設置されていないため——児童発達支援センター的なそういったものが設置されていないために、未就学で障がいのある子供さんや、そのご家族を支援する療育の体制が整っているとは言えませんので、その整備は急務と考えているところであります。現在、子育て支援センターで実施しています、遊びの教室は、児童発達支援センター機能の一部を有している形となっております。令和5年度からは年長児向けの教室の試行を開始させていただきたいというふうに思っております。

今後は年長児向け教室の試行を、この状況を見ながら年長児教室の正式の運用、また年中・年少児教室の拡充にも備えていきたいと考えているところであります。遊びの教室を拡大していく上で、現在のイオンの中にある、ほのぼのの会場は手狭というふうになるということから、将来は新たな施設の移転等について——移転といいますか拡充というか、こういう事業の実施状況を見ながら検討していきたいと考えております。これは非常に早くやっつけていかなければならないというふうに認識しています。

乳幼児から学齢期までの子供さんが使用できる体育館やグラウンドを有した子どもランドの整備——子どもランドという言葉が先走りしても困るのですけれども、いわゆるそういう概念です。このことにつきましては、昨年の6月議会で黒岩議員からも同様の質問等がありました。全天候型の遊戯施設だったと思います。これは外のことも含めてだったと思います。十日町市のめぐらんどもありますので、そういうふうに覚えています。こういう必要性につ

いては、私としてはそのときにも答弁していると思いますが、市内のバランスも含めて、様々な検討する必要があるというふうに、多分答えているかと記憶しております。私自身がやはりこういったものをぜひという思いがあるというところが根底にあります。

設置の位置とか規模、またコストなどを含めた議論が必要だと思っております、これらにつきましては、市の子育ての環境整備とか、様々なことに係ることでありますし、非常に重要なことというふうに考えているところです。

議員がご提案のこの旧石打小学校の利用ということにご提案をされているわけですが、この新たな活用方法につきましては、今、空いているわけです。これを令和5年度の予算で、これから皆さんにご審議いただくこととなりますが、ふるさと応援活用基金事業——いよいよ令和5年からこのふるさと納税の活用基金として実際にいろいろなことに予算を前向きにつけていくということを表出しているわけです。このメニューの一つである、田園都市構想施設整備事業ということにしまして、事業拠点となる——母体は、道の駅南魚沼を整備するというので、今回踏み出していこうということで予算案に少し、まだそこに本体は入りませんが、道筋を現在示したというところです。

連携する施設として、旧石打小学校があるというふうに私は思っております。この、どういう活用方法ができるのかというような調査及び検討を、令和5年に行う予定としております。この中で、今後様々な利活用の方法の検討してまいりますので、旧石打小学校校舎について、現時点ではこの議員のご提案のような形で、全部そっくりできるかと、そういうことは少しここで答弁はできませんけれども、様々な活用方法を想定しながら、十分に議論、または今のご意見も参考とさせていただく中で進めてまいりたいと考えております。非常に時期に合った、また、市内に抱えている大きな課題について触れていただいていることは、実は私とも一致したところも気持ちの中でもありますので、十分検討を加えてまいりたいと思っております。1番目の答弁としては以上です。

○議 長 14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 1 空き校舎を利用した子どもランドについて

市長の初日の施政方針演説の中で、道の駅に関する部分もございましたので、そういったところを含めていきますと、やはり旧校舎、学校施設をどうやって活用するかということになれば、これから、令和5年度にいろいろもまれると思っておりますけれども、優先順位からいけば旧校舎を活用した……

○議 長 議員もう少しマイクに近づけてもらっていいですか。

○寺口友彦君 教育施設を活用した使い方を考えるというのは、私は優先順位はすごく高いと思っています。市長のほうからは、考えについては私の提案のほうに、恐らく同じ思いだろうと思っておりますけれども、ただ、場所的にどうかというところであったと思います。

やはり教育施設をどういうふうに活用していくかということになれば、未就学であっても、これからは児童教育といわれていますけれども、乳幼児教育は本当に大切な部分であると、国もそれを認めてこども家庭庁をつくるわけですから、そういった方向に私は合っていると

いうふうに思っています。この部分については思いは確かに同じだけれども、旧校舎、石打校舎を活用してということまで明言はできないと思います。ですけれども、私は旧校舎を活用した、学校の教育施設を利用したということは、非常に優先順位が高いものだと思いますけれども、その優先順位ということで、もし、またお考えがあれば聞かせてもらいたい。

○議 長 市長。

○市 長 先ほど言った田園都市構想施設整備事業、これも優先度合いは高いと思っていますところがあります。今ほど議員がお話の教育関係のところも高いと、これもそう思います。これは私の性分もあるのかもしれませんが、先送りにしたくないという、課題のそれぞれ2つとも私は同位置にあると思っていますのです。なので、知恵次第。そして今まさに――2番目の質問のほうで答えてからのほうが答えやすいのですけれども、様々取り組まなければいけない大きなことがあると私は思います。

一方で、この施設を、ちょうど教育のほうもやらなければいけないということが前にぶら下がっている、すぐにでも始めたい。そういうところがちょうどタイムリーになってきたということですから、逆に喜んでいただいて、大いにこういうところを議論してみませんかということですか。

ここは非常に大きな、市のこれからの将来に向かっての試金石にもなるというふうに位置づけて、我々としては、そしてまた大きな一般の行政のサービスを低下させることなくできるかもしれない、いろいろな仕組みや、今、我々が稼ぎ出させていただいている別の財布も含めて、様々に考えることができるのではなかろうかというふうに思っています。非常に恵まれた環境に今時点でそういうことの課題がぶら下がってきたということは喜ぶべきことだと私は捉えています。

○議 長 14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 1 空き校舎を利用した子どもランドについて

令和5年度からの議論ということで、非常に大きく期待しております。1番目の質問のほうは終わります。

2 道の駅の観光拠点強化について

続いて、2番目の道の駅の観光拠点強化についてであります。人材育成及びリゾートオフィス・田園都市構想松井基金を活用した地域資源の魅力発信、リモートワークの推進が図られております。交流人口の増加と南魚沼ブランド化に市は取り組んでいる。2021年9月22日にスノーピーク、自遊人、新潟ベンチャーキャピタルが共同で設立した観光ファンドの運営を行うベンチャーキャピタルがあります。先頃、南魚沼市内に35億円から40億円の投資を行い、グランピング、古民家レストラン、宿泊、スパなどの複合施設を造る計画が報道されました。南魚沼市と観光産業は夏場、グリーンシーズンの観光需要喚起が課題であるとずっと言われてきましたが、民間投資会社が南魚沼に魅力を感じ、巨額の投資を行い、交流人口を増やそうとしていることに、市は情報収集に取り組んでいると思います。

道の駅南魚沼は新型コロナ前の盛況に戻りつつあるが、新たな入り込み増のための事業を

打たないといけない。民間の投資会社のグランピングという言葉の魅力を感じました。道の駅周辺は夏は川遊び、冬は雪原遊びなど遊び感覚に応える資源が多い。そこで、道の駅南魚沼に民間ファンドを呼び込み、グランピングの聖地として夏冬遊べる観光拠点にする考えはないか伺うものであります。

○議 長 市長。

○市 長 2 道の駅の観光拠点強化について

それでは、寺口議員の2つ目の大項目、道の駅の観光拠点強化についてを答弁いたします。道の駅南魚沼に民間ファンドを呼び込み、グランピングの聖地として夏冬遊べる観光拠点にする考えはないかということです。ここ近年、新型コロナの影響から、自家用車を利用した移動というのが圧倒的に増えています。これはもう数字に表れております。圧倒的です。今後こういう影響も受けながら、そのままいくかどうかは分かりませんが、バス利用での観光も回復してくると思います。もう既に回復し始めています。

県内外において、今どういう状況にあるか。道の駅の視察を昨年は何か所か、自分としても集中的にやらせていただきました。遠距離のところにも出かけてもおります。道の駅の新設の今の流れの空気、こういったものを我々が学ばなければいけないと思っています。またはリニューアル、新設だけではなくてリニューアルも多くあります。まさに今、大きな流れを感じています。多分、時期が大体同じ頃にみんな出来上がってきていて、ちょうどその着地というのですか、装置産業なのですよ。やはりずっと変えないわけにはいかないというところもある。老朽化だけの問題ではないのです。

そういう中でサービスの形態もいろいろ変わっている。こういう中で、我々はいつもあそこだけ見ていると、ある程度、はやっていますというような感覚を持つかもしれませんが、もうまるで遅れ感が出てきています。多分、手をつけない場合は完全に遅れます、という危機感も少しあります。

道の駅南魚沼がオープンから10年経過しました。道の駅に求められる機能、役割が10年前と比較して大変変化していることに加えまして、平成2年に竣工して33年経過した、隣にあります今泉記念館です。美術館等も入っているあの施設であります、お医者さんも入っています。施設や設備の老朽化が進んでいます。そのため、改修や更新が必要となってきたという状況です。将来にわたり魅力のある道の駅として、またはその記念館として、複合的、またいろいろな考え方もあるかもしれませんが、これを持続するためには、機能強化とさらなる有効活用の検討を、今、始めなければならないと考えております。

加えてそこに松井さんとの出会いがございました。「松井基金事業 リゾートオフィス・田園都市構想」の取組の一環として、令和4年1月に実施しました道の駅の活性化を題材とした——これは南魚沼庁舎というか、我々役所側のワークショップというのを行ってございまして、南魚沼らしい観光コンテンツの一つとして、道の駅でのアウトドアというキーワードも抽出されています。これは職員の中からですね。

道の駅の果たす役割はこれだけではございません。様々な意味を持っています。このこと

からも道の駅南魚沼は、自然景観に恵まれた立地を生かして、地域ならではの四季折々の楽しみ方を提供できる可能性が非常に高いと考えています。私も観光協会時代があって、あそこの雪原の遊び場広場というものに取り組んだことがあります。加えてウォーターフロント側の川につきましては、鮎釣り大会等々の実施も数年間行ってきました。大変そういう要素もあるということは十分分かっているつもりであります。

コロナ禍において、ソーシャルディスタンスを保てるレジャーとして注目された、キャンプ、議員お話のグランピング、これは全国的に人気となっています。中でもグランピングはキャンプとホテルの中間に位置するというような位置づけというか、新しい宿泊形態と申しましょか、各民間事業者が独自性のあるプランで誘客に取り組んでいます。当市にも舞子さんとかがございます。道の駅の役割といたしましては、道の駅に来ることだけを目的とするのではなくて、訪れた人々がさらに市内を周遊していく拠点、また、地域経済を活性化させるための拠点であると思います。

加えまして、私どもは関東からの玄関口に位置しております。道も、そして鉄道もですね。こういう中においては、新潟県の玄関口と言ってもいいと思います。これまでそういう視点が希薄でありました。これらについては非常に将来性を感じているところでありますし、そういう取組を入れ込まなければならないと考えています。

今のところ民間ファンドを呼び込んでのグランピング施設設置については、市としては現状では考えておりませんが、豊かな自然環境、また、この地域資源を生かして、多くの人が魅力を感じ、繰り返し訪れるような施設となるように、検討を進めていきたいと考えております。なお、先ほどお話の、先日報道されました新潟デザイン&キャピタルが市内で開発を検討している、グランピングを含む複合施設については、市の観光振興に大変期待が持てるものとして、私どもは注目しているところであります。

以上です。

○議 長 14 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 2 道の駅の観光拠点強化について

とにかく民間の投資会社がここに観光としての魅力を、再発見ということではないですけども、もっと活用するというので、そういう計画を立てたということであるならば——市長がおっしゃったように道の駅がこれからリニューアルということでもありますけれども、道の駅自体も最近見ていると、キャンピングカーが来たり、あるいはそこに車で泊まって、そこで寝て、またどこかお出かけになるという方が非常に目立ってきている。そうした中で、一人キャンプだとか、ちょっとしたアウトドア感覚とかというところがはやりつつもあるというのがあった。民間のそういう大きな投資会社とするならば、あそこにこういうデザインでどうかということ、多分、どうでしょうかとお願いをすると、私はまたいい案が出てくるというふうに思っているのです。

実際グランピング自体については、大変お金のかかる施設です。舞子高原ホテルさんが始めていまして、今シーズンは4月23日から受付開始だと出ていますけれども、大変なホテル

の施設でありながら、ちょっと外でキャンプをした感覚を味わいたいとか、いろいろなことをやって、お客様ニーズは非常に幅広く、しかも少し贅沢だということもあるので、施設整備全体というのはとてもお金がかかる話なのです。ですけれども、そういう需要があるということであれば、それを少しずつつくりながらやっていくとなると、これはやはり官といいますか、公務員の発想では私についてはついていけないと思っています。

ですので、松井さんの基金を使ってそういうようなことを始めようというのであれば、この投資会社、特にスノーピークと自遊人については、MUSUBI-BAのほうで大変お世話になっておりますので、そういうところでつながりがないわけではないわけです。ですので、そういうところからアイデアを出していただくという、お互いに交流しながらというところが私は重要かと思っています。そこら辺の民間投資会社との交流といいますか、意見交換ということをどんどんやりながら道の駅のリニューアルを考えていくというようなお考えはどうか、そこだけお聞きしたい。

○議 長 市長。

○市 長 2 道の駅の観光拠点強化について

広く市民の皆さんにも、ただ観光のものではありませんから、いろいろな意味で広義の多くの皆さんと機運を盛り上げながらこれをやっていかないと独り走りになってしまうところもあるので、いろいろな南魚沼市の将来を語る、そういう広い大きな市民会議的な聞き取りも必要だと思っています。まだそこまでいっていないので、あまり具体的にはいっていないのです。ただ、ここの施設群——石打小学校まで含めたイメージを持っているのですけれども、これは細かくまだ言えませんが、そういう中においては、そこを運営する、そういったところに非常にこれからの人の働き口とか、例えば若者の帰ってこられる新しい職種化とか、そういうことを非常に感じているので、今、議員がお話しされた民間のこと、それらも含めていろいろ考えていかなければならないというふうに思います。

道は幾筋にもあると思うのですが、今やはり行政だけではない、議員のお話のそういう考え方というのもどこかには取り入れるとか、この部分は取り入れましょうとか、いろいろなことができると思うので、それは十分検討していかなければならないというふうに思います。

○議 長 14 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 2 道の駅の観光拠点強化について

道の駅というのは、本来、ホテルでもありませんし、そこでいろいろなことの遊びとかをやってもいいけれども、本来はそういうことで造ったわけではない。ただ、道の駅をさらに活用してどうこうするのかということになれば、例えばあそこに温泉を掘って、市民の方にスパとして来ていただくという、そういう考え方もありますよね。そういったところが市民の皆様はどうでしょうかとお願いをすれば、そういうものも出てくると思います。

ですけれども、やはりあそこにとまっている車のナンバーは、ほぼ県外ナンバーです。特に冬場もすごく多かったです。そういうところを見ると、そういう方たちがあそこに一旦休憩して、どこかに行ってお金を使っていたかという、そういうものもあるけれども、道の駅自

体にお金を使っていた。川場はまさにそうであります。そういったところに、ではうちとして、雪国としてどういうものかといったときに、今来られる方たちがどういうコンセプトでここに投資してやっていこうというのは、非常に聞いてみたいし、あなた方が考える魅力のある場所はどこですかということもお聞きしたいのです。市長のほうはあそこは民間との意見交換等についても、別にやらないわけではないということでもありますから、当然どうぞ来てくださいということでもありますから、そこは期待しております。

道の駅については塩沢町時代に川の駅構想というのがございました。壮大な計画でありましたけれども。今、考えてみると確かに、いろいろな遊びの仕方が出てきて、道の駅を核にして雪で遊んだり、川で遊んだり、そういう方向が出てきている。しかも、県外からお金を落としていただくと、そういう施設に生まれ変わるいいチャンスだと思ったところに、こういうファンの方が来られるということでありましたから、ぜひとも市のほうも積極的に情報交換してもらいたいという思いであります。決して道の駅のところに舞子高原ホテルに負けないような施設を造れと言っているわけではございませんので、勘違いしないでください。2つ目の質問は終わります。

3 デジタル化推進について

3つ目のデジタル化推進についてであります。南魚沼市デジタルトランスフォーメーション推進計画策定が終わり、スマート自治体への転換、デジタル社会への転換のため、デジタルトランスフォーメーション推進室が新年度から市役所内に設置されます。紙で行っていたものをパソコン画面で処理することへ転換する——電子決済でありますね——が先に行われるものと考えます。

新しい推進室は、まずは市役所内部の転換の課題を洗い出し——電子化への転換ですね、課題を洗い出し、転換できるものから随時実行していくものであります。市民目線でのデジタル化、つまりは誰一人取り残さないデジタル化。市民の皆さんにとって使い勝手が悪いというようなことが起こらないように、ここが最も重要であります。

事業のIT化が進められているときに、物のインターネット、IoTについてかつて質問しました。除雪体制での除雪車の稼働状況や位置などをスマホで確認できるようにできないかという質問でありました。最近の雪の降り方を見ると、状況に応じた除雪車出動を迅速に行う必要性が高まってきたと思います。また、災害発生を未然に察知し、迅速な対応を図るためにもIoTは有効であります、と質問しました。現場でのデジタルトランスフォーメーションも可能なことから進めるべきではないかと思います。また、全国の自治体が一斉にデジタル化を進めるので、人材確保競争が起きている。民間会社からの社会人枠での採用や、民間会社への事業委託などでも競争が起きている。何よりも人材を確保しなければ進まないデジタルトランスフォーメーションと考えます。

そこで、デジタルトランスフォーメーション推進室の設置で、人材確保、それから除雪体制、災害対応はどう変わるのかを伺います。

○議 長 市長。

〇市長 3 デジタル化推進について

それでは、寺口議員の3つ目のご質問にお答えします。デジタル化の推進であります。DX推進室の設置で、人材確保、除雪体制、災害対応はどう変わるかということで、今年度、南魚沼市DX推進計画を作成しました。今後取り組むべき事業、進むべき方向性をお示しし、デジタル社会への転換、スマート自治体への転換を加速させるため、DX推進室を新年度新設いたします。DX推進室の設置以降は、この推進計画に掲載された重点施策や主な取組について、年度ごとに財源を加味してスケジュールを立て、推進計画の実現に向けて調整を行って取り組んでいきたいと考えております。

具体的なことで少しだけですが、まず1つ目として、市民や事業者からの電子申請に伴い、手数料等の納付をクレジット決済等で行うため、現行の収納や決済事務の見直し、併せて、窓口のPOSレジシステムの導入を検討します。2つ目として、今まで有線で運用していたLGWANネットワークをWi-Fi等の無線通信を可能とするネットワーク構築を行いまして、会議室等のパソコン環境を整備する。また、取組として今、2例ほど挙げましたが、DX化が進むことで、ほかにどんな取組を優先していくかということについて、柔軟に検討して進めてまいりたいと考えております。

ご質問の人材確保について触れますと、デジタル化を進めるに当たり、高度な専門知識を有する人材は必要不可欠であります。各全国自治体がこれで非常に大変な思いをしていると言っても過言ではありません。必要不可欠でありますし、人材確保は課題であると認識しています。令和5年度はデジタル化を急速に進めるに当たり、外部からの支援、これはコンサルの予算を計上し、取り組みたいと考えております。

先般、総務省のほうからも、デジタル化のかなりの責任をしている方から当市を訪れていただきまして、こういうこともどうだとか、人材の派遣についてはどうだとか、いろいろなメニューがありますので、いろいろ考えてまいりたいと思っております。

除雪体制について触れると、平成25年度にGPS位置情報を活用した除雪管理システムを、県内でいち早く当市は導入しています。これは平成25年のことでした。市役所内のパソコンから除雪車の稼働状況、また、現在位置を確認できるようになっています。除雪に関する市民の皆さんからの問合せなどにも、素早い対応が現在できております。また、除雪費の集計などにも大変役立っております。現在は県内のほとんどの市町村が、私どもが先行いたしました。除雪管理システムを導入してきております。寺口議員もご存じだと思いますが、一部の自治体では、少しまた先をいったかな、一般の方が除雪車の稼働状況や位置情報をウェブ上で閲覧できるようになっているというふうになっております。

国はデジタル田園都市国家構想を推進するために、デジタルを活用した地域の課題解決、また魅力向上の実現に向けた取組について、交付金により支援しています。先ほど私が国の話をしましたが、こういったことのメニューがたくさん示されているわけです。大変いろいろな事例があります。今後、この交付金を活用して、市内拠点地の例えば雪の深さ、積雪深を瞬時に確認できる自動モニタリングシステムとか、例えば、今は大変この地域の防災上の

課題になっているJRのアンダーがあるではないですか。そこに水が非常にいっぱいになって、車がつかってしまったりということがありました。高校生が救出したということもあったわけです。JRアンダー部などにおける道路の浸水状況を確認できるとか、またライブカメラシステムなどの導入も加えてやっていきたいと、またこういうことを検討していきたいと考えています。その際に除雪車位置情報を閲覧できるシステム、これらについても改修する検討を進めていきたいと考えています。

防災体制について言うと、先ほども触れましたが、現在、災害時に収集した情報について、ホワイトボードに手書きしたものを、事務局というか担当課がまとめまして、これをまとめて対策本部に上げてくるというのが、これまでのスタイルです。現在はもういろいろな機器が置かれて——デジタル化だと思いますが、様々な、国土交通省をはじめ、いろいろです。いろいろなデータを災害対策本部ではどんどん見ることができるようになっていますし、カメラの数が市内に圧倒的に増えまして、その現場の状況というのを可視化できるような形になってきています。

これらも含めて、災害が広範囲に及ぶときにはより迅速な判断が必要になるということから、情報収集したものがデジタル化され、加えまして本部と、そして現場に前線で活動している例えば消防、消防団、それから地域の防災の皆さんもいるでしょう。様々な皆さん、そしてFM等々、そういう情報機関と皆さんとの情報共有というのが非常に大事だというふうに思いますので、こういったことが迅速に行えるようなツールなどについて研究を加えていきたいと考えています。

市民誰もがデジタルによるサービスを活用できて、そして、このまちがすばらしいということが実感できるような生活・防災の観点、地域・産業の観点、医療・福祉の観点、教育・行政の観点、大きくはこの4つの観点から本市のDX推進に取り組んでいきたい。加えまして、市役所に来なくていい市役所をつくり上げるというような意気込みで将来的に進めていきたいと考えております。

以上です。

○議 長 14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 3 デジタル化推進について

市のほうのDX推進計画、これを見ると庁舎内というのが非常に大きく書いてございましたので、現場での対応ということをまず先に考えるべきではないかと思いましたが、市長のほうからそういう答弁があったということであれば、ぜひともそういう形で進めてもらいたいというふうに思っております。

2011年3月11日東日本大震災が発生して、その後、福島第一原発の建屋で水素爆発が起きて、放射能汚染といいますか、それが来されたというときに、7月26日から30日でありましたけれども、新潟・福島県境豪雨というのがありました。この塩沢地域は特にひどかった。塩沢地域72時間、3日間で562ミリメートルの大変な雨が降った。1時間当たり89.5ミリメートルということでありました。

魚野川よりも、そこに流れ込んでいる高棚川、姥沢川で土石流が発生して、今は工事をしてほぼ残りましたけれども、登川の堤防は決壊したと。これはもう終わったということでありましてけれども、当時は水田約 72 町歩が水に侵されて、被害総額 21 億 1,000 万円という大被害が発生したわけでありまして。

信濃川河川事務所のほうでは、長岡のほうで魚野川——信濃川の上流ですけれども、魚野川については、水位であったり、雨量であったり、ほぼリアルタイムで状況が見られるという状況であります。我々とすれば、やはり魚野川に流れ込んでいく枝川の部分、これについて情報をいち早くキャッチして、災害に備えるということが大事なので、市長が言われたように、現場への連絡がスムーズに行われるような情報共有ということでありましてけれども、市役所の庁舎内でのデジタル化と併せて、急ぐべきは災害対策という意味で、現場でのそういうカメラによる監視体制、モニタリングであると思っています。そういったものを含めまして、市長のほうは併せて研究してやっていくということでありましてけれども、私は優先順位からいけばかなり高いのではないかと考えていますので、もう一度答弁をお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 3 デジタル化推進について

平成 23 年災害も、また 3.11 も含めて、私ども世代は中越の震災も——少し昔の平成 16 年です——経験してきた者として、災害というものを思わずにいられませんし、最近の頻発もあります。加えて、その災害のとき——さっき言わなかったのですけれども、積雪深の話をしました。例えば、今日この後、ほかの議員さんもそのテーマでお話がありますので詳しくは申し上げませんが、道路の麻痺、交通麻痺の問題なんかも含めて、様々考える必要があるのではなかろうかと思えます。状況の把握、それによってどういうふうに手を打つか。今日またその議員とも細かいやり取りがもしあるとすれば、考えも述べたいというふうに思いますが、様々なところに使える。

そして今、議員がお話のとおり、本流というか、何というのですか、登川とか魚野川とか、そういう大きな川ではない枝川の状況を確認することが非常に有効と言われていて、国土交通省もやはりそういうところに、今、すごく力を入れ始めています。我々もそういう経験をしたのでよく分かると思うのです。想像がつくというか、逆に言うと、その先の災害の甚大化とか、こういったところもあるので、それらがみんなに共有できること。

雪のときの交通だけではないです。例えば前回の、そう大きなことではありませんが台風被害のときには、道が通行止めになっていることは誰も分からずに、そこにみんな突っ込んでいってしまい、そして動きが取れなくなってしまうとか。そういったことがさっき言った現場の共有感、そういったものが FM できちんと流れること。

今回の大雪も非常に悪かったのは、当市は大丈夫だったのですけれども、魚沼から向こう側のほうの反省をよく聞くと、情報の共有ができないことが、一番みんな苦痛であると言われております。こういったことにも含まれていくと思えますので、この DX 化というのは非常にそういったところを解決していくまた大きなツールになるだろうと。大きなというか、し

なければいけないという思いです。

○議 長 14 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 以上で3つ目の質問を終わります。

4 清津川・魚野川試験放流について

4つ目の清津川・魚野川試験放流についてであります。全国の令和4年産米は需給改善に努めたが、民間在庫は積み上がっている。高価格帯米についても値下げ攻勢は強まってくると予想されます。南魚沼市の令和5年産米については、需要に応じた米生産を基本とした市の支援策が予算化されております。担い手への農地集積、集約化、法人化、園芸作物への転換などへの支援も予算化をされております。農薬肥料など資材高騰で、農家収入増の課題をどう解決できるかに、市の基幹産業である農業振興策の成否がかかっているわけでございます。

この冬の降雪量は例年の半分ぐらいであります。雪が少ないと夏場の水不足が心配であります。今年は各地で卯年祭りが行われますけれども、うさぎ年は不作の年と言われ、豊作を願って盛大な祭りが行われてきたと、村の長老から聞いたことがあります。先ほどの質問にも出ました新潟・福島豪雨、これもうさぎ年でございました。

令和5年2月10日に第24回清津川・魚野川流域水環境検討会議が開かれました。東京電力湯沢発電所が発電に使わず、そのまま清津川に戻す取水量、試験放流量についての調査報告、話し合いが行われました。2017年に毎分0.75トンから毎分1.283トンに増量したことの影響調査報告がありました。魚野川での水の利用、生き物の生育に必要な正常流量を下回ることにはなかったと報告されております。試験放流量をこのまま維持していくことを林市長は了承したと報道されております。

魚野川流域では主に、魚野川幹線用水413町歩、並びに西部幹線用水701町歩が農業用水として水利権を認められております。主なものはこの2つです。ほかにも小さいものはございます。平成29年の清津川分水問題についての協定書覚書では、緊急、やむを得ない場合は南魚沼市からの申出により、試験放流を中断することが確認されております。

そこで、東京電力湯沢発電所が発電に使わず清津川に戻す試験放流量の緊急事態の増減、試験放流の中断についての考えを伺うものであります。

○議 長 市長。

○市 長 4 清津川・魚野川試験放流について

それでは、寺口議員の4つ目のご質問であります。清津川・魚野川の試験放流についての答弁を申し上げます。唐突ですけれども、まず結論から申し上げますと、実は先月2月に開催されました清津川・魚野川流域水環境検討協議会——こういったものが設置されておりますが、私も出席の上、ここで令和5年以降も引き続き状況把握に努めるとともに、注視していくことが確認されました。

水不足時が想定されるわけですけれども、緊急事態でこの増減、また試験放流量の中断、これについてであります。平常時は協定に基づき試験放流量の変更はしないことになって

おり、緊急時——これは渇水の時ですね、このときは南魚沼市、または十日町市が新潟県を通じて信濃川河川事務所に対して、信濃川中流域水利用情報連絡会というのがあるのですが、この開催を要請して、水の適正な利用を円滑に進めるため、協力して対応を検討することになっておりますので、これに基づき判断してまいります。

経過としては、この清津川・魚野川流域水環境検討協議会は、両流域における水の環境及び、利用動向の把握や調和のための方策を検討し、実現に努めることを目的に、平成17年7月から開催されたものです。翌年12月の第5回協議会で試験放流による河川流量の変化を協議会に報告ができるよう、水文調査研究チームを設置してきたところです。

その後、私が市長に就任した——1年以内だったわけですが、平成29年7月に開催された第19回の協議会において、魚野川への試験放流量が年平均毎秒1.283立方メートルで合意され、同年8月に締結されました清津川分水問題についての協定書——ここでは細かくは申し上げませんが、両市はお互いの立場を尊重すること、そして将来にわたる良好な関係を持続することに努めるということ。そこまではけんか状態が続いていたわけでありました。2つ目として抜本的解決策——これが歴史的文言なのですが、抜本的解決策は長期目標として双方が念頭に置いて、その実現に向けた課題解決に、双方が努めるということになったのです。そして、3つ目が、試験放流量は今後抜本的解決策が——2番に係るのです——実現しない限り変更しない。4つ目として、魚野川への影響について、県は5年間かけて評価を行う。これで5年がたったのです。5つ目として、協力して対応を検討すると。これは100年も争ってきたことです。これが平成29年のこの合意によって、歴史的な合意に至って、今、5年間の調査を行ってきたということです。

この中におきましては、平成30年から令和4年度までの5年間にわたり、影響調査を実施しました。この中で先ほど申し上げました2月10日に開催された第24回協議会——先月です。5年間の取りまとめの報告がありまして、第19回協議会で合意された試験放流量について、5年間にわたる河川調査及び地下水——地下水も調べたのです。この影響を調査により評価した結果、魚野川流域への顕著な影響はないと考えられるという報告がまとまったということでもあります。これも実は歴史的な報告、成果になったと思います。まだ今後は分かりません。異常気象もあるので分かりませんが、こういったことです。今後の気候変動の影響についても注意していくということも確認しているところです。

ここに至るまでには非常に長い時間、そして多くの関係者の皆さん、大変なことだったと思います。これを重い経験をきちんと生かしながら、また尊重しながら、今後も適正に判断していくということになろうかと思えます。私としてはようやくここまできたという思いをしております、十日町市も同じ考えだと思えます。

以上です。

○議 長 14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 4 清津川・魚野川試験放流について

この清津川分水については今回で5回目の質問になりますけれども、市長がおっしゃるよ

うに、試験放流量を増量したというときに、これで一旦十日町市さん側と協力して、全くゼロにするという話ではないわけでありますから、そういう方向での妥結といたしますか、これは尊重したいのです。ただやはり取決めの中にあります緊急事態ということが起きた場合についての考え方ということについて、まだ議事録をしっかりと読んでいないのですけれども、その中では恐らく変更はなかったのだろうということで一安心はしてはいるのです。議事録までは読んでいませんけれども。

そうすると、問題は利用動向ということであります。先ほど言いましたけれども、農作物の作付状況をみていっても、確かに主食用米のほうの作付はうちのほうはあまり変わらないのですけれども、減らす方向だといっても、水田としての利用についての面積は恐らく変わらないのです。そうすると100年前、我々の先輩たちが本当に苦勞して獲得していただいたこの水利権というものについては、そう簡単に、はい、分かりましたと言うわけにはいかないというところが、市長の肝っ玉にきちんとあるのだということを確認しておきたいのです。やはり、作付面積が減ったから、これだけの水量でいいだろうというものではないのだというところを、一番大事なところなのでそこら辺、市長の肝っ玉のところにあるというところの考えをもう一回お聞かせ願いたい。

○議 長 市長。

○市 長 4 清津川・魚野川試験放流について

ありがとうございます。そこを確認していただいて、結構うれしく感じます。肝っ玉はあると思っていまして、それがなければ市長になっておりません。非常に大きなことです。ただ、一つ思うのは、お互いがお互いのことだけを言っていては成り立たないということで、平成29年の歴史的な合意は、はっきり言えば我々側が少し譲りつつ、そして100年の先まで見据えて、歴史的な判断をしようということ十日町市長と交わしたことが今回に至ったのです。私は物事はやはりそういうことだと思っておまして、このことによって、道づくりのことも、本当に一緒になって今、取り組んでいる。そういうことにつながっていているのではないのでしょうか。

この地域全体を考えてやる、そういうことが大事だと思っておまして、しかしながら私どもの圏域をきちんと主張すべきは主張してやっていく。私がありがたかったのは、土地改良区の皆さんや、例えば漁協の皆さんとかを含めて、この水によって生かされている、もちろん一般生活者もそうです。その皆さんがこれに異を唱えることが、南魚沼側からはほぼ聞かれなくて、そして、この歴史的な合意に至ったということは、これは特筆すべきことではなかろうかというふうに思っております。後年振り返ったときに評価があるものと信じてやっております。

以上です。

○議 長 14 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 4 清津川・魚野川試験放流について

次は5年後でしたか。この検討会議については開催時期は決まっておられませんけれども、

いろいろなところで研究をしていくということが必要であります。ただやはり南魚沼市とすれば、何度も申しますけれども、100年前の先輩方が苦勞して獲得した水利権であると。そのことについて、ではその水をどうやって利用しているのだということについて言われても、こうやってやっているのだと、本当に先輩方のおかげで今、我々は水田をやっているのだというぐらいの考え方で会議には臨んでいただきたい。十日町市さんとけんかをしてくれと言っているわけではない。主張すべきものは主張してということで、そういう態度で、市長の在任中かは分かりませんが、次回そのような会議が開かれたというときにも、こういう思いで会議に臨んでもらいたいのですけれども、そこだけお伺いします。

○議 長 市長。

○市 長 4 清津川・魚野川試験放流について

5年後ということではなくなったのです。これは必要があればいつでも開くということになっております。加えまして……開催を求めた場合、これは私どもがやってくれと言え、もうすぐそこで開かれるということになりましたので、かえっていいかと思えます。

そして、この調査は続けていくということ。ここでやめるということではありません。いろいろなことが想定できますが、しっかりやっていかなければならないと思っております。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 以上で、寺口友彦君の一般質問を終わります。

○議 長 ここで休憩といたします。休憩後の再開を10時45分といたします。

〔午前10時31分〕

○議 長 休憩を閉じ、一般質問を続行いたします。

〔午前10時45分〕

○議 長 質問順位13番、議席番号11番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 おはようございます。傍聴者の皆様、お忙しい中ありがとうございます。

このところ天気が続きまして、3月としては非常に気温も高く、結構春が早めに来そうな気配で、卒業生の人たちもすがすがしい気持ちで巣立っていけるのではないかと思います。

それでは発言を許されましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

避難所に指定されている公共施設にLPガス供給設備の設置を

避難所に指定されている公共施設にLPガス供給設備の設置を、という内容でお伺いいたします。近年、日本各地で震度4以上の地震の頻度が高く、危機感を覚えるところです。市においても2004年10月に発生した中越地震では、震度5強という激しい揺れに見舞われ、大勢の方々が避難を余儀なくされました。当時、私も消防団に所属しておりましたので、信号機も停電で作動しない中、旧五日町小学校に避難されてくる方々のサポートをさせていただきました。

地震発生が夕方でしたので、辺りが暗くなるのも早く、その上、放射冷却によりその時期一番の冷え込みだったことを覚えております。真っ暗な校舎の中、数少ない懐中電灯で照ら

しておりましたが、高齢者の方々が非常に不安そうでしたので、たまたま家にあったガソリンエンジンのポータブル発電機で投光器をつけて、とりあえず明かりを確保しました。

ふだん全然使用していませんでしたので、エンジンがかかるかどうか、キャブレターの中の古いガソリンを抜いて、一か八かかけてみたら、何とか始動してくれてほっとしました。しかし、発電機の容量が小さく、2灯の投光器でしたが、両方つけると負荷がかかり過ぎてエンストしてしまうという具合でした。しょうがなく1灯で過ごしていただきました。そのときに災害時、明かりは非常に安心感を与えてくれる重要なものだとつくづく思いました。

大きな災害が発生すると、公共施設の多くは避難所や災害対策の拠点となり、電気や熱源確保が重要となります。そこで、国のエネルギー基本計画でも、災害時のエネルギー供給の最後のとりでと位置づけられたLPガス供給設備を避難所となる体育館などの公共施設に設置してはどうか考えを伺います。

(1) 現在の災害時の避難所における電気・熱源確保の現状と考えは。

(2) ふだんは送電線で運ばれる電力などのネットワーク型エネルギーも必要ですが、災害時に二、三週間に及ぶ停電が全国で起こっています。大きな災害時は、容器に詰めて運べるLPガスなどの分散型エネルギーも重要だと考えますが、市長の考えを伺います。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議 長 塩川裕紀君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 避難所に指定されている公共施設にLPガス供給設備の設置を

それでは、塩川議員のご質問に答えてまいります。避難所に指定されている公共施設にLPガス供給設備の設置をということです。平成16年の中越の震災の話から入られましたが、私もあのとき、地元の消防の部長をちょうどやっていたので、大変だったですね。私どものところはハツカ石地区のほうの住民から、山からがらがら音がすると、山が崩れた地形のところなので、恐怖しました。そして、当時、塩沢町長から避難勧告が出たのです。初めてで何のことも言葉も知らなかったという状況からでしたが、あのとき、食料確保で近くのスーパーさんの全量を取ってくれということ、毛布は旅館関係者の団員がいっぱいいたので、全部毛布を持ち出してきて、後先なく勝手にです。そして、旅館をやっているのがスコンロをみんなが持っていたので、それを全部持ってこようということでやったり、燃料もさっきの話みたいなのがありました。いろいろなことが経験になってきたと思いますが、今もって大変なことだったと思います。自分としては、災害経験はあれが一番最初だったかという思いでありますけれども、そんな中で、今日のテーマのお話をやり取りしたいと思います。

日本各地で震度4以上の地震の頻度が非常に高くなっています。危機感を覚えているのは、皆さん誰もそうだと思います。市においても2004年10月のこの中越地震、震度5強。大勢の方が避難を余儀なくされました。大きな災害が発生しますと、公共施設の多くは避難所、また災害対策の拠点となります。電気や熱源の確保が殊さら重要になります。そこで、国のエネルギー基本計画でも、災害時のエネルギー供給の最後のとりでと位置づけられてきたLP

Pガス供給の設備を、ということであります。

現在の避難所における、また電気の熱源の確保の現状をお話ししますと、電気につきましては、基本的には各施設の電源を使用しますが、やはり停電に備えまして、各防災倉庫に発電機、また蓄電池を今は備蓄しています。加えまして、これは市だけではなくて、地域防災が当市は98%以上、ほとんどのところが地域防災を組織していますが、多くのところは、中越震災の後の様々な取組の中で、発電機とかを様々に用意しているところが多いと思います。多分、議員のところもそうではないですかね。私のところも何台も持っていますが、そういうことでもあります。

体育館などを避難所として開設する際に停電している場合には、発電機により電源を確保し、避難所運営に当たるということにしております。先ほど議員のお話があったけれども、燃料が大変ですよ。そういう経験をしています。大規模停電が発生した場合に備えまして、現在市は東北電力ネットワーク株式会社さんと、電気・電力設備の応急・復旧工事の業務協力を目的としている災害協定を締結しているところです。停電時には、高圧応急用電源車——一車ですね——これが派遣されることになっています。

この協定では、復旧の優先順位として、まずは病院、次に災害対策の中核となる市役所の各庁舎、続いて避難所という、優先的な順位はつけられています。そういうことになっております。現在、新潟県の中にも20数台だと思いましたが、この東北6県に約65台の大型の高圧応急用電源車が配備されておりまして、これらが——全部で被災してしまえば分かりませんが——かなり我々としては安心の一つになっているところです。復旧の応援に当たっていただくことになっております。

2点目の熱源の確保です。熱源については、アルファ米などを現在市は備蓄食料としていますが、この調理——これはお湯を入れてすぐに食べられる状態になります。こういったものがありますので、カセットコンロ、また電気ポットを備蓄しているところです。また、一般社団法人新潟県LPガス協会の魚沼支部の皆さんと、避難所等における炊き出し用等のLPガスの供給を目的とする災害協定を締結しております。炊き出し用の熱源が必要になる場合には、協定に基づいて支援をお願いするという考え方になっております。以前とは格段にそういう支援体制等々が出来上がってきているかと思えます。

2つ目のご質問であります。LPガスなどの分散型エネルギーも重要であるということですが、東日本大震災での大規模停電はもとよりであります。令和元年の台風15号では、千葉県を中心に記録的な暴風の影響で、送電線の鉄塔や電柱が倒壊したと。大規模な停電が長期間にわたって続いたことは、私ども、皆さん共に記憶に新しいことというふうに思います。

こういった状況を踏まえたネットワーク型エネルギー網が途絶、断ち切られた場合、対応できる分散型エネルギーについてのご質問だというふうに思いますが、南魚沼市では今、一般的なガス供給システムであるLPガスが主流であります。避難所を開設して、炊き出しを行わなくてはならないというような場合、災害協定に基づき対応していくということは先ほ

ど答弁したとおりですが、ご質問にある送電線というネットワークに頼らないエネルギーとしての活用にLPガスが有用であるということはそのとおりだと思います。LPガスは私たちが炊事をしたり、炊き出しをしたり、ガスそのものを熱源として使用するといったことだけにとどまらず、発電もできるエネルギーということでもあります。

通常の高圧ボンベ、またバルク貯槽——これは恒久的に備え付けるガスタンクですが——これからのガスを燃料として、エンジンを回転させ、電気を生み出すという仕組みもあるということでもあります。これはネットワーク型とは全く切り離された発電方法というふうに思っております。大規模停電などのリスクに対して有用な手段であるため、今後調査をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

ご質問につきましては以上であります。

○議 長 11番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 避難所に指定されている公共施設にLPガス供給設備の設置を

市長もいろいろ調べていただいて、教えていただきました。まず、避難所とかの防災拠点の発電機とかの燃料で、本庁舎のことを少しお伺いしたら、軽油の自家発電の燃料を使っているという話でありました。軽油もガソリンも半年以降、だんだん劣化が進んでいくという中で、非常時——やはり定期的にかけてたり、点検していないと非常に機械にも影響があるのではないかと——というところで、LPガスは数十年も劣化がなくて、ただ、容器の、詰める充填期限というのがあって、でっかいボンベであれば5年すると検査をしなければいけないというのがあるのですけれども、燃料に劣化がないというのが非常にいいところです。つけておけばそれでいいということで、ガソリン、軽油だと非常にかけたいときに、さっき自分もポータブル発電機のお話をお話をしましたけれども、ずっと使っていないと、いざというときになかなかかからなかったりするわけです。

その辺で、電力会社さんから車を派遣していただくのはあれですけれども、全部が全部とは言わないが、大きな避難所にプロパンガスで発電できるようなシステムをつけておけば、いざというときに非常に助かるのではないかと思うのです。それとあと発電しかり、またコックを分散してつけておけば、そこからガス栓をつないで煮焚きができると、1か所で幾つかいいシステムが構築できると思うのですが、その辺のお考えをお聞きしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 避難所に指定されている公共施設にLPガス供給設備の設置を

非常に有効だと思いますが、今ほど答弁したように、電力さんの大きな発電車が来るには時間も要するわけで、我々は何が起きても三度三度の御飯を食べなければいけませんから、そういうことがあると思うのです。長期化した場合はお風呂ということもあると思います。

それはそれとして、私がやはり有効だと本当に思っているのは、新潟県LPガス協会の魚沼支部さんと連携しているという中で、このガスボンベは移動ができる品物だと思うのです。こういったことの中で、非常に有効ではなかろうかと思えますし、加えまして、議員から多分いろいろなところ、例えば避難所に設置したほうがいいのではないかと。それも有り得る

と思うのです。ただ、非常に避難所の数はたくさんあったり、規模も全然違ったりしています。なので、その中でそんなにいっぱい運べるかどうかの想定を私はしていませんが、そういうことを抜きに、備え付けておいたほうがよからうと思う場所、こういったところの抽出というのは、今後検討したりするということはあり得るのではないかと思います。全部に必要かどうかということは、少し費用面からもなかなかそこまでいけないのではないかと思います。思いがしたりするのですけれども、いかがですか。

○議 長 11 番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 避難所に指定されている公共施設にLPガス供給設備の設置を

避難所も数がいっぱいあるというのは分かっておりますので、その辺は致し方ないというところで、プロパンガスは今、自分も説明させていただきましたけれども、機動力もあるエネルギーではありますので、その辺をまた——ただ、いつでもボンベさえ持っていけばすぐに使えるような配管とかの状態をいかにつくっておくかというのも、結構大事なことだと思いますので、検討していただければと思います。

それからあと熱源に含めてですけれども、避難所における空調設備について少しお聞きしたいのです。少し前の資料で、文部科学省のデータでは2017年4月現在で、避難所に指定されている公立小中学校は95.7%だそうです。一方で2018年9月現在、体育館等への空調設置率はわずか1.4%だそうです。災害は季節や時間帯を選んで来ません。ようやく市内の小中学校の普通教室のエアコンが導入されて、これから特別教室にというところで、非常に大変だとは思いますが、避難所における空調設備の大切さは、五日町の雪国スポーツ館での新型コロナワクチン接種のときに、非常に実感しました。ワクチンも冷やさなければならぬということでしたけれども、雪冷熱のクーラーで接種者も非常に快適に接種できたと思います。暖房も含めてですけれども、避難所の空調に対するお考えをお伺いいたします。

高齢者の方とか、あと赤ちゃんを連れて来られる方とか、真夏の体育館は物すごく暑いです。冬に関しては反射式ストーブとか、そういうもので対応できるかも分かりませんが、その辺のお考えをお伺いしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 避難所に指定されている公共施設にLPガス供給設備の設置を

避難所になったとき——例えば中越の震災のときは非常に寒かったです。毛布がなければできなかったですから。例えばそれが真夏だったらどうなるか。恐らく暑くてかなわないと思います。冬はそのとおりだと思います。この空調というか、温度管理というのでしょうか。そこで多分、みんなが疲弊してしまうというふうに思います。恐らくは体育館が一番多くなるわけですが、しかし我々はやはりいろいろ学習してきていると思うのです。さっきの雪の冷熱とか、そういったことというのはそう簡単ではないのですが、しかし一つの有効な手段として——これは非常事態のときだけではなくて、通常の体育館利用のときだって夏は物すごく暑いのです。そういったときに幾ばくかの冷気というか、あれを全部冷やすとい

うのは大変なことですが、ワクチン接種会場だって、あのでっかい大型の電気を使うクーラーを持ってきても簡単には冷えなかったわけです。しかし雪を投入したところ、例えば併せ持ってやったりするとすごく早かったりとか、いろいろ考えられると思うのです。こういったところはやはりこれから考えられると思います。

ただ、加えて思うのは、恐らくその避難所で過酷な困難を伴うのは、子供さんとか乳幼児を連れてきた方とか、もしくはお年寄り。電気さえ通ればですけども、今、せっかく学校にエアコン等を設置しているわけで、やはりそういう学校施設といえども、有事の際にはフレキシブルに様々な場所を、大きなところを冷やしたり温めるよりも、小さいところのほうが早く温まったり、冷えたりするわけですから、そういったところは過去の経験に基づいて、臨機応変な対応というのが非常に求められるところだと思います。

ただ、電源が来ないとというのが特にあるので、例えばそれが石油ストーブであつたって、ガスストーブ——電気がないと駄目か。いろいろありますけれども、いろいろ駆使していくことだろうと思います。雪については、夏は非常に有効な手段ではなかろうかと私は思っています。これから災害だけではなくて、取り組んでいきたい一つであります。

○議 長 11 番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 避難所に指定されている公共施設にLPガス供給設備の設置を

(1) につきましてはもう市長から答弁をいただきましたので、もう全て分かりました。

(2) につきましても、先ほどLPガス協会の地元の方々と連携していただいたり、電源も電源車が来たりということで分かりました。やはり電気は送電線で来ますし、都市ガスは南魚沼市はありませんけれども、パイプラインで供給されているので、災害時の復旧には結構——今(2)に移りましたけれども、災害時、点検・修理で結構広範囲でそれが必要になってきますので時間がかかります。プロパンガスは1軒ごと、1戸ごと個別に供給する分散型ですので、非常にその都度点検、修復、修理が短期間でできるという非常に優れたエネルギーですので、そこをまた改めて頭に入れながら、いろいろ日々検討していただければありがたいと思います。

最後に、とても一気になんていうのは無理だと思いますので、段階を踏んで、あした、あさって来るかもしれない災害に備えるためにも、検討していただけたらと思います。

終わります。

○議 長 以上で、塩川裕紀君の一般質問を終わります。

○議 長 質問順位 14 番、議席番号 3 番・大平剛君。

○大平 剛君 皆様おはようございます。今回は質問事項大項目 2 点、そのうち 1 点目、冬期の交通確保についてということで、まず壇上から質問させていただきたいと思います。その前に私事ですけども、議会の皆さんには大変ご心配をかけました。改めてお詫びと御礼を申し上げます。

1 冬期の交通確保について

ここ数年、新潟県内において大雪による通行止めが何年も続いております。我が市でもあ

りました。冬期の交通確保というのは、実に市民にとっても、企業にとっても大切なことだと思います。これらがなくて我が南魚沼市及びこの中越圏内は生活がままならないという現実があると思っています。

そこで、市長におかれましては、我が市の今までの取組と今後の取組についてお聞かせ願いたいものでございます。

壇上からは以上となります。

○議 長 大平剛君の一般質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、大平議員のご質問にお答えします。

1 冬期の交通確保について

冬期の交通確保、今、大変な課題になっております。近年、日本海側では、日本海寒帯気団収束帯が発生し——あまり聞きなれない名前だったのですけれども、発生しまして、局地的に短時間での多量降雪となることがあり、令和2年12月には当管内の関越自動車道において、約2,100台にも及ぶ大規模な車両滞留、立ち往生が発生したところです。記憶に本当に新しいところです。

昨年12月、県央、県の北部で大雪となりまして、高速道路が通行止めとなった影響などから、長岡市や柏崎市の幹線国道で大規模な車両滞留が発生しました。立ち往生です。今後もこのような集中的な多量降雪が頻繁に起きる可能性がやはり言われておりまして、冬期の交通確保について体制を整えなければならない、その必要性が高まっていると思っております。

魚沼・南魚沼圏域の大雪の際の道路交通確保対策としては、国土交通省北陸地方整備局、国、そして長岡国道事務所——同じ国です——を中心とし、ネクスコ東日本湯沢管理事務所、そして県、市、町の各道路管理者、警察署、消防本部などから成ります、冬期道路交通確保連絡会議を組織し、意見交換や情報伝達訓練などを実施してきたところであります。

今年度からはさらに体制強化を図るため、これまでの連絡会議は、長岡圏域や新潟圏域までを含む、要するに魚沼・南魚沼圏域だけではない広範囲な圏域までを含む、冬期道路交通確保連携会議というふうに拡充をされました。南魚沼地域振興局の管内でも、この会議に、南魚沼地域危機対応連絡協議会——名前が似ていて申し訳ありませんが、こういう危機対応の連絡協議会において、冬期の交通確保について、シーズン前から協議が行われてきているところであります。

この中で国は、大雪時の対応として、これまでは道路ネットワークの機能の確保というために、管理する国道をできるだけ通行止めにしなないことを目標にしていたましたが、人命を最優先というふうに捉えて、幹線道路上での大規模な車両滞留を徹底回避することを基本として、集中除雪を実施するために関係機関と連携して、これまでの方針を変え、ちゅうちょなく計画的な通行止めを行う方針に変更したところです。皆さんご存じのとおりです。

この冬においては、先ほど言った、昨年12月に発生した幹線国道での大規模な立ち往生を受けて、魚沼の圏域と、長岡、そして柏崎・与板の3つの圏域による、冬期道路交通確保連携

会議が開催されるなど、大雪が見込まれる際には、長岡国道事務所とネクスコ東日本を中心としたウェブ会議が現在頻繁に行われている、そういう状況に変わってきております。気象予報、また道路状況についての最新の情報提供を市も受けているというふうになっております。

高速道路と直轄国道、この同じ区間にある高速と国道ですが、集中除雪のための同時通行止めは、幸いにして——本当に幸いだけでした。南魚沼圏域ではこの冬、行われませんでした。長岡市や柏崎周辺では1月24日から29日という、長期間にわたって合計8か所で実施され、短いもので1時間30分、長いものは11時間に及ぶ通行止めとなったということでもあります。

長期間の通行止めになった場合には、当然ですけれども生活道路の渋滞などが発生し、市民生活にも大きく影響します。引き続き関係機関との連携に努めるなど、国やネクスコ東日本には——その手前ですね。計画的な通行止めをなるべく行わずに済むように、さらなる除雪体制の強化を要望しているという状況であります。大変大きな課題だと思っています。雪の降り方がちょっと尋常でなくなってきているのと、局所的になっているということ、これらが本当にあると思っていますし、今回は何よりも、今まで雪があまり降らなかったところに雪が降っているという、そういうことが起きておりますので、随分体制を変えていかなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議 長 3番・大平剛君。

○大平 剛君 1 冬期の交通確保について

では、市長から答弁いただきましたが、少し再質問させていただきたいと思います。私は別に市におもねるわけではないのですけれども、市道の除雪体制というのは結構整っていると私は思っています。というのも、この間、それこそ補正予算等がありましたけれども、やはり除雪というものは稼働に対して予算をつけていくものであって、なかなか特にシーズン前にどれだけ雪が降るかというのは分かりづらい状況であると思う。

もちろん、除雪といっても、例えば消雪パイプによって消すものとか、機械を稼働させて消すものとかいろいろあるのですけれども、割と私は今までずっとそれこそ十何年この市の除雪にも——議員になってから辞めて関わっていませんけれども、10年ぐらい関わってきた身としては、大和地区が主ですが、意外と——意外と言っては失礼ですね——きちんとしているという感はあるのです。例えば消雪パイプが止まったときは、機械を回してもらって何とかしてくれたりとか、そういうのは基本的にフレキシブルに対応してもらっているのだから逆に言うとそれを最初の時点で、全て計画してつくるというのは、なかなか難しいのは重々承知しています。

ただ、私はどうしても、この間の我が南魚沼市が大々的にニュースになった。今度は去年長岡市とか柏崎がニュースになった。あれで言いたいのは、やはり現場を分かっている人間として言わせてもらおうと、滞留の原因になるのがやはり大型車のスタックなのです。大型車

が冬用タイヤに換えていないで、もう雪が降り始めて、そのまま行ってしまうとスタックが出る。実際に私は何度もそういうことを経験しているのです。

これは国にある意味、申し入れていただきたいのは、そういうふうな車両を少しでもなくす。もしくはネクスコさんに申し入れてもらいたいのは、そういう車両が高速道路上、雪が降っている区間を走らないように、やはりそこは止めてもらわないと、結局車がスタックして、それを除雪隊とか高速の人たちがどかすわけですね。その間は除雪ができないわけなのです。除雪ができていれば、まず止まるということはないのです。でも除雪がそういう物理的にできない状況。

これは国道もそうです。長岡の下に降ろして、私からはっきり言わせてもらえば、高速でスタックする車を下に降ろせば、それはスタックするのです。高速道路が一番いい路線なのですから。それを下に降ろせば、国道だって多少はいいですけども、それでも上下がありますよね。ましてや県道、市道なれば、生活用道路でスタックなんかされたらたまったものではないです。私は小千谷に親戚がいて、この間聞いたのですけれども、もう大変だったと言っていました。小千谷の中まで入って。そういう状況が万が一にも我が南魚沼市に起こってはならないと私は強く思っているものですから、この点は市からも、当然私も議員として国会議員の方にもいろいろと陳情いたしますけれども、ぜひ、市長のほうからもネクスコ及び国土交通省のほうに強く申し入れていただきたいと思います。この点についてまずいかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 冬期の交通確保について

同意見です。一昨冬の関越高速の大事件は、歯ざりする思いで対応していましたし、ここで全部言い切ることはできません。今お尋ねのところをはっきり申し上げると、様々なところに私は提言をしてまいりました。具体的には、もちろん長岡国道事務所は当たり前ですけども、ネクスコさん、長岡国道事務所、そして北陸地方整備局、これは国の北陸の管内の長です。加えまして、国土交通大臣に2回お会いしました。この話を全部しました。そして、そのときに提言した内容というのは、もしお聞きになればお答えしますが、簡単に言うと、いろいろなことを言ったのですけれども、一つに原因となるのは絶対に大型車のスタックですよ。それはもうみんなが認識していると思います。

この件については経験されていると思いますけれども、市を越える峠とかで、普通タイヤでわざわざ待っていて、来た除雪車で引っ張ることを、何というのですか、常態化しているそういう運転手さんもいらっしゃるのです。大変な問題だと思います。それは一番悪い例を言っていますが。ただ、言葉は本当に悪いのですけれども、雪に対応する靴、長靴等を履いていないような、そういう方があの冷たい雪の中で下にもぐって、しかし、もっと重たいあのチェーンを、ダブルチェーンも含めて、きちんと巻けと言っても巻かないのですね。巻かないでしょう。だからそんな議論をいくらしていても駄目ですよという話。自分の意見。

そうではなくて、つけないことを前提に立たないと、この問題は解決できるのですかとい

うことを自分は各機関にずっと言ってきました。つけてやるサービスもやらなければ駄目——それはもちろん有料です。持っていなければ買わせません。そういうことが、所属されている会社に対して非常に大きな問題になってくるから、日頃からつけられる訓練をするとかに転じていくのではないですか、ということです。

しかも、もぐってやっているようなことを、あの雪の降っているさなかにやりたくないのが人情ですから。そうさせてしまう人は、雪国の生まれではない人たちが多いと思うのです。がゆえに、簡単につけられる部隊というか、チームというか、そういったステーションというか、そういったところを寝転んで入るのではなくて、腰高の高さでつけられるとか、例えばもう水を噴射して雪を全部落とした段階でつけられるとか、そういうような実質的な現場の気持ちにならないと、この問題は多分——通行止めにして高速から降ろすとか、議員がおっしゃっているとおりだと思います。そういうことが議論されないのが実は歯ぎしりする思いです。

また多分起きます、と私は思ってしまいます。特に先ほど小千谷の話がありました。経験した方から、一昼夜ですかあの中に閉じ込められて、エコノミー症候群で血栓ができてしまって、今、医者にかかっている人がいます。そういうこともある。一番つらかったのは何だったかという、情報のなさ。やはりあの関越を経験して、まだいまだにそんな程度ですから、というので、また起こることだと思う気持ちを持っている、その地域に住んでいる首長として、あらゆるところでこの話はしています。

最後にしますが、昨年度の国の消防庁が取りまとめた、厚い災害事例集というのがあります。この中で私も聞き取りをされて、どこかに入るのかと思っていたら、令和3年度における最大の事案集の一番トップページは南魚沼市なのです。このスタック問題です。かくも新しい事案かもしれないけれども、対応が遅れている問題で、私としては首長をやっているのは、少し議論が本当のところに触れていないのではなかろうかという思いが非常に強い。なので、今ちょっと言葉を荒らげていますが、いろいろなところに行ってこの話をして

いる。

以上です。

○議長 3番・大平剛君。

○大平 剛君 1 冬期の交通確保について

同じ思いと言っていたいただきましたけれども、私も今、市長のお話を聞いていて、まさしくそうだと思います。やはりこれはきちんと市長の言われたように有料でやる、もしくはきちんと企業さんに責任を持ってもらう。そういうことをしてもらわないと、やはりこれからまた起こると、本当に私も同じ思いです。

だから、それを防ぐためにどうしていかなければならないかと、本当のところの議論をやはりこの雪国から発信していかなければ、現場が分からない人たちもいらっしやるわけです。東京とかで、この雪国の生活は実際分かるわけがないと私は正直——こんなことを言ったら申し訳ないが思っているのです。だからそれをぜひ、この雪国出身の、ここでずっと生活し

てきた市長から発信してもらいたい、そういう思いです。

それでまた話は関連するのですけれども、やはりそういう思いがあってもなかなか市外、県外の方からは分からないことも多いではないですか。そういう市外、県外に対して我々はこの雪国に、ぜひ、冬遊びに来てください、ぜひ、来てくださいという中で、これは注意してくださいねというのをやはり喚起しなければいけないところもあると思います。多分、今やっていると思うのですけれども、市外や県外の方に対する冬期の交通確保に関する注意喚起というのは、どんなことをやっていращやるかというのをひとつお聞きしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 1 冬期の交通確保について

今、いろいろな情報が、例えば高速に乗っていても情報がいっぱいあふれていますし、携帯等でも見られることも、私どもも見ますよね、見たりします。例えば県外からこっちに来ている人もいますよね。多いのは冬期間だとスキー場とかの駐車場ですね。その場合はもう情報はかなり今、出しています。今は動くなとか、止まっているとか。そういうことは前からやっていたけれども、今はもっと精度が上がっていると思います。あと細かいところまでは、私が分かりかねるところもあるけれども……では建設部長のほうに答えさせます。

○議 長 建設部長。

○建設部長 1 冬期の交通確保について

県外の方などへの広報ですけれども、先ほど市長が申しましたとおりです。あとそのほかとしましては、ネクスコさんですと、各インターの手前とかで大型車のタイヤチェック。国道ですと、塩沢除雪ステーション等で大型車のタイヤチェックなども行っているということでございます。

以上です。

○議 長 3番・大平剛君。

○大平 剛君 1 冬期の交通確保について

分かりました。こういうことは非常に大切なことなので、ぜひとも緩むことなく、どんどん広報していただきたいと思います。

またやはり、ほかの市町村との連携とかも大変重要だと思っておりまして、中越地域、特にこの豪雪地域において、この間は上越もかなり降ったような感じがしましたけれども、やはり新潟県内とかは利雪という意味で、今は連携している市町村があると思うのです。そういったところとも連携して、雪をうまく使うという意味で、利雪振興会というのもやっていращやると思うのですけれども、それと同時に雪にうまく対処するということも重要だと思えます。ぜひ、そういった市町村間の連携を深めて、またそういう市町村との連携の中で国に上げてもらえば——市長にこの雪国の市長として言ってほしいというのもありましたけれども、やはり一自治体だけではなく、大きな枠組みの中で言ってもらったほうが効果があると思います。ぜひ、お願いしたいところですが、その辺に関してのお考えはいかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 冬期の交通確保について

お話のとおりだと思います。例えば自治体間の連絡といえば、湯沢町は我々の消防の救急の範囲でもあるわけです。もちろん火事の際に行くことも含めて。それだけではなく連携はやっているつもりですし、手を取り合うことができる——事例としてちょっと言うと、先般の12月の国道17号における立ち往生の際には、こちらからも打診はずっと担当部局が続けていて、魚沼市さんが困ったということが分かったので、我々のほうから食糧、それから水、そして簡易トイレのセットですね。これは非常に喜ばれたし、後で感謝の言葉をいただきました。これはこちら側で起きることもあるわけでありまして、様々連携をしていかなければならないと思います。

何よりもそういう備蓄物資を双方、行政として持っていますので、やっていくことがあると思います。だから、備蓄物資も災害の範囲もあるけれども、この交通渋滞ということも少し取り入れながら、備蓄の在り方もあるのではないかと。多分、担当部は簡易トイレキットの有効性というのは、今回まざまざと分かったというところも話を聞いているので、そういったような準備を双方でしておいて、一緒になっている場合は自分のところで使いますけれども、やはり助け合うということが大事でなかろうかと思います。

今回一番この交通渋滞で思っているのは、私はやはり命を守らないといけない立場なので、市は。一番は救急の車両、救急車や消防車が通れないという、これだけは本当に防がなければならぬという思いで、今この問題を考えています。渋滞の問題については。

○議 長 3番・大平剛君。

○大平 剛君 1 冬期の交通確保について

分かりました。大項目1点目についてはこれで終わりたいと思いますが、最後になりますけれども、この南魚沼市は大変関越道から見ても交通の要所でございます。将来的には——結構前ですけれども、私が1期目のときに市長と雪冷熱活用のお話をしました。そのときも、例えば雪室を利用した倉庫群とか、ここに一大流通拠点をつくりたいという話も市長はされておりました。だからやはり流通の拠点になるところが、こういうストップすることがあってはなかなかならない。

また、生活圏的に考えても、我々は長岡とかと経済圏が同じなのですけれども、長岡であれということが起こった場合、我々の地域に対する流通だって滞ってしまうわけです。やはり生活を守るためには、道路がきちんとされていなければいけないということが、まさしくこの地方の特色でございます。それこそ今議会の一般質問で、鈴木一議員が上越線の話を出されましたけれども、なかなか上越線が止まってしまうという状況にあっては、やはり車が我々の生活圏の移動手段の第1位になるのはやむを得ないことだと思いますので、ぜひ、これをきちんと守る。そして市民の生活を守ることが、やはり市としては第一義になると思います。ぜひ、このところを頑張ってくださいということをお願い申し上げて、次の大項目2番に入りたいと思います。

2 ポストコロナ時代における物価高騰期の福祉施設について

大項目2番目です。物価高騰期におけるポストコロナ時代の福祉施設についてということで質問させていただきます。政府は5月8日より、新型コロナウイルス感染症の位置づけを現在の2類相当から5類に移行する方針を発表しました。これにより社会の閉塞感を取り除き、日常生活を取り戻し、経済の回復を図る方針だと考えます。この方針自体は私も賛成です。

しかしながら、福祉施設におきましては、利用者の属性により、感染予防対策に通常以上に努めなければなりません。さらに物価高騰による経費増が加わる中で、市としては福祉施設に対してどのように対応していくのか、市長の考えを伺いたと思います。

既に川辺議員が同じような質問をされていらっしゃるかもしれませんが、またその中で二重になって申し訳ないですが、お答え願いたいと思います。

○議長 市長。

○市長 2 ポストコロナ時代における物価高騰期の福祉施設について

それでは、大平議員の2つ目のご質問にお答えをいたします。ポストコロナ時代における物価高騰期の福祉施設の問題であります。福祉施設に対してどのように対応していくのかということでもあります。コロナ禍における高齢者施設等での感染症対策、また面会の在り方とか、全てこれは国に準じて対応してきておりますし、これからもその思いであります。

新型コロナウイルス感染症の法的な位置づけが、今、議員からお話がありましたように5類に移行した後も、同様に国に準じて対応していくことが大切ではなかろうかと思っております。2月10日付の国の——例えばマスク着用の考え方の見直し等について、この事務連絡がありますが、この中でも3月13日以降のルールが示されたところです。引き続き基本的な感染対策——3密を避ける、人との距離の確保、そして換気、消毒は励行するとされておまして、高齢者などの重症化リスクの高い方が多く入院・生活をする医療機関や、高齢者施設等については、マスク着用を推奨するというふうにされています。したがって、高齢者施設等においては5類移行後もしばらくは現状の対策が続けられるものと推測しているところです。

新型コロナだけを特別扱いして、いつまでもこの対策を求め続けるということが、事業所の皆さん、働く職員の皆さんの大変な負担になっていると思います。これはもう弊害にもなると思います。私も兄弟が福祉関係に勤めております。市内にもおりますが、もう3年間、会食も本当に制限、そしてどこかに行く云々も制限、例えば厳しい縛りがある。私が思うことは、およそ人として本当にそれでいいのかというぐらいに、です。家に来てもほとんど、私にも接触しませんでしたから。そういうこともありました。本当に負担になっていると思います。

5類に移行する意味を、やはり社会全体で理解して、恐れながらというか、気をつけながらですけれども、やはり許容していく段階に入っていく、そういうことが大切と考えています。行政がすべきは、まず1点は、この逸脱したような恐怖感というか、心配なところから、

そろそろそういう方向に転じなければならないと思っております。

こうした中で、現在県が今後の対策と支援を検討するため、5類感染症への移行に向けた高齢者施設等へのアンケートを実施しています。施設内の療養への対応や課題について、県と情報共有を図りまして、これまで行われていた国からの抗原検査キットや、例えば衛生資材等の配布が行われてきたわけですが、これがもし打ち切りになったという場合には、必要な支援を考えていかなければならないと考えております。

また、急激な物価高騰に対する施設等への支援につきましては、昨日、川辺議員のときにもそういう旨で答えているつもりですけれども、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、昨年7月、11月に臨時議会において予算を計上して、これらの施設、またこれらの皆さんに対しましての支援事業を実施したところです。特に冬を迎えるに当たり、雪の深いこの当市としては11月の補正で、夏場の2倍の基準額としてこれを拡充したということです。

今後、この物価高騰等が長期化して、サービスの提供に支障が出るということがあってはならないということですので、その場合にも前段お話ししたとおり、様々な支援策の検討を市はやはり一番の仲間としてやっていく必要があると考えております。

以上です。

○議 長 3番・大平剛君。

○大平 剛君 2 ポストコロナ時代における物価高騰期の福祉施設について

市長から力強い答弁をいただきました。その中で少しお尋ねしていきたいと思えます。アンケートが行われて、県が行ったアンケートだけれども、それをまた市のほうで共有してというのは、これは本当に基本的な大切なことだと思っております。やはり、今、実際どうということなのかというのは現場の声を聞くというのが、対応の第一歩になるかと思っておりますので、ぜひこれは——多分、まだ庁内で聞いた上で、どういう対策をしていくかという議論はどんどんされていくと思うので、この点においてはそれをまず、第一にやっていただきたいと思っております。

物価高騰策に対しても、その後、国からの補助——正直言えば、まず国から本当に、これもさっきと同じことですが、やはり国が率先してやってもらわないと、なかなか全部を市の懐から出すというのも難しいのは重々承知しております。ぜひ、今後も県と一緒にあって、国に対して実情をお話し合って、求めていただければと思います。

そんな中でですが、市長が先ほど大変な職員の負担というのがありましたけれども、実は私の女房も福祉施設に勤めております。本当に大変だったのです。その中で、やはり大変な上に、今あれですけれども、福祉施設に勤める方、特に介護職の人材がまだ全然足りていないという状況が、我が市においてはあると思えます。例えば、そのために介護人材確保の5か年事業をやっているわけですが、なかなか人がいなくて、本来開けるはずのところなかなか開けないという、そういうことも聞いております。

そんな中で、いかに職員の負担を減らして、また効率よく介護を進めていくかというところ

ろが重要になってくると思います。この感染拡大防止策というのが私は大切になってくると思うのですけれども、その中で例えばですけれども、完全個室の施設なら、入居者の方で新型コロナウイルスの感染者が1人出たとしても、その個室に隔離——言い方は悪いかもしれないのですが、できるのですけれども、例えば多数、6人の大部屋がもしあるとしたら、そういうところに入ってから1人出た場合、うまくそれができるかどうか、そういうこともあると思うのです。

それを何とか、例えばですけれども、ほかの市や県では、個室化していくための資金に支援していると。もちろん全額出すわけではありません。ある程度、介護事業者さんが施設を改造するに当たって補助を出すと。例えばこれを市独自ではなくて、県とか国とかと案分して出すとか、そういうふうな——ちょっと申し訳ないですけれども、まだまだ新型コロナに対する恐怖感がある中で、こういうことに対する対応策を少し市のほうでも考えていっていただけないかというのがあるのです。ひとつその点についてお願いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 2 ポストコロナ時代における物価高騰期の福祉施設について

総じて先ほど、福祉施設だけではなくて、困難な状況にある、負担があるのは病院関係者とか、医療関係者もみんな同じだと思います。ひいては、先般いろいろやり取りがあった、様々な社会インフラを支えている、火葬場の皆さんもそうでしょうし、いろいろあると思います。今の件は多分、改修とかに対して、そういう支援に手を出せないかということだと思うのです。間取りの問題とかもいろいろあると思うのだけれども、これについては福祉保健部長に答えてもらうことにしますので、よろしくお願いします。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 2 ポストコロナ時代における物価高騰期の福祉施設について

改修に対する各事業所への補助というところにつきましては、今、市では行っておりません。あと、議員おっしゃるとおり、個室であると感染対策が取れたりとか、そういう対策が可能であると思っております。

ただ、今現在市内にある施設は、なかなかそういう対策が取れておりませんので、昨日インフルエンザのところでもお話ししましたとおり、スタンダードプリコーションですとか、そういうところを施設に徹底していただいて、感染を予防するというをまずやっていたきたいということを考えております。

あと、昨日の国のところでも決まりましたけれども、令和5年度4月以降ですが、引き続きワクチンの接種が決まりました。5月8日以降に高齢者がまた始まりますし、全員対象ということで決まったようであります。そちらを接種していただいて、重症化予防に努めていただくと。それが基本になると思います。

あと、その個室ということですから、例えば個室にしたことにより、特養ですとか、そういうところは入居料金が上がってまいります。ホテルコストがかかってきて、そういう負担も発生しますので、そういうところをいろいろ考慮しながら見守っていきたいと思いま

す。

以上です。

○議 長 3 番・大平剛君。

○大平 剛君 2 ポストコロナ時代における物価高騰期の福祉施設について

答弁していただいた中身もよく分かります。予防の面、また入居者の方に関しましてはコストが増大してしまう、料金が上がってしまう、そういう面もあるかと思えます。ただ、やはり働く側としましては、例えばですけれども、大部屋であったりするとなかなか感染対策が取りづらいという点もあると思うのです。例えば個室にしたからといって、完全に感染対策ができるわけではないのです。介護施設だったら、当然入っている方にいろいろ触れたりすることが多いと思います。個室に入って、あとは自分で何とかしてくださいとできる人だったら、多分、特養とかに入っていないと思うのです。

だから、そういう意味も込めまして、もちろん私がここで全部そうしろというわけではなくて、例えばそういう対応策を打ちたいのだけれども、なかなか資金面的に余裕がないのでどうだろうかという相談があったときは、ぜひともそのことも受け入れてやってほしい。そういうのを受け入れられる状況を今後つくってほしいという中で、ぜひとも前向きな検討をいただければと思います。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それで、なかなか市の福祉施設の状況というのは、本当に皆さん頑張っていらっしゃいます。先ほど医療のことも市長はおっしゃいましたけれども、医療と同じでなかなか料金のほうに、ここの増えている費用を転嫁することができないのです、多分。それで病院事業管理者もかなり頭を抱えているところがあると思います。実際に我が南魚沼市内では、ほとんどの施設は民間事業者さんがやっっていらっしゃいます。ある意味では、これが委託とか、もしくは市営の施設だったら、何とか税金で賄う方向でいけるかもしれません。でも、ほとんどの事業者さんがなかなか利用者さんの料金に転嫁できない中で非常に頑張っていらっしゃいます。

例えば、物価高騰は先ほど電気料がありました。電気料も1月請求のとき、多分、皆さんもそうだと思うのですけれども、燃料費調整額のせいで倍額ぐらいになったと思います。私の知っているところも、やはり100万円ぐらい上がってびっくりしたなんて言う方もいらっしました。

そういうこともありますので、それが例えばこの新型コロナが緩和していく中で、事業所の従業員の方がいろいろと制限が解かれていく中で、それとうまく交差すれば、なかなか何とかそれでもやっっていけるとなるのでしょうけれども、それがうまくいかないうちに、ある意味バッティングしてしまった場合は、各施設の皆さんが大変なことになるのではないかと、やはりそういうのを心配せざるを得ないところがあるわけです。

最後になりますが、市長ぜひとも、先ほどもおっしゃっていただきましたけれども、本当に必要な支援があった場合は、申し訳ないけれども、そこはあえて市の何らかの資金を、財政調整基金になるかもしれませんが、取り崩してでも、やはり市内の福祉施設を守って、利

用者さんたちの生活も守ろうという、そういうぜひとも温かい心持ちをこの場で表明していただければと、切に願うのですけれども、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 2 ポストコロナ時代における物価高騰期の福祉施設について

実は先ほども答弁したかもしれないのですけれども、かぶるかもしれませんが、今、一番目下で大変なのは、新型コロナのほうは緩やかに世の中の的にも、また負担感も軽減され、明るい方向にいくと思うのですが、物価高騰のほうとかが一番大きいのかという思いが少しあります。

いずれにしても、そのどちらにしてもですが、各種の福祉サービスの提供に支障が出てはならないわけであります。その原因たるところがどこであるかということは、これは勝手にこっちはかりが申し上げられません。やはり施設側で運営上頑張ってくださいということもあるかもしれませんが、しかし、様々な要件で非常に厳しいということになれば、それはやはり我々も共に考え、そして必要があれば新たな支援策の検討は、これは当然市としてはやっていたいかなければならないと思っております。そういう信頼関係の中で進めていくということに尽きようかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。奥様にも頑張ってくださいと思ひますのでよろしくお願ひします。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 以上で、大平剛君の一般質問を終わります。

○議 長 ここで、昼食のため休憩といたします。休憩後の再開を1時15分といたします。

〔午前11時51分〕

○議 長 休憩を閉じ、一般質問を続行いたします。

〔午後1時14分〕

○議 長 なお、大平剛君から早退の届出が出ていますので、報告いたします。

○議 長 黒岩揺光君の一般質問については、地方自治法第117条の規定により、私が退場いたしますし、牧野晶君の退場を求めます。

〔塩谷寿雄君及び牧野晶君退場〕

○副 議 長（清塚武敏君） 質問順位15番、議席番号1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 傍聴の皆様、今日は本当にたくさんの方においでいただきありがとうございます。

昨日の佐藤剛議員の一般質問で、ひきこもりの件が取り上げられまして、林市長が、この地域には地域の温かきがあつて、誰も一人にさせないということが一番大事なのだと、おっしゃっていました。なので、今日の一般質問でも皆さん、聞き終わるときに、この地域は温かいところなのだと。いろいろなことがあつても一致団結して地域をよくするために向かつていくということ、皆さんに感じ取っていただけてお帰りいただけるようにしますので、何とぞよろしくお願ひいたします。

1時間20分の昼休みがあったのですけれども、私は家に帰ってランニングをしてまいりました。物すごくきれいな八海山で、雪景色の中をランニングして、地域の方とこんにちはおか言いながら、この地域の温かさを実感してきたところでございます。そういったこの地域に若者が帰ってこられるようにするためにはどうすればいいのかを考えた結果、今回の一般質問、大項目3点を取り上げます。

1 議長の公職選挙法違反が報道されたことについて

公人が不正をするまちは若者は帰ってこないと思います。不正があったとしても、それにしっかり向き合うこと。その公人がしっかり向き合っただけで、そのまちは成長していく。そういう意味で、今回大項目1点目は、塩谷寿雄議長の公職選挙法違反が報道されたことについて問います。

林市長が市議会議員時代に同じ会派で活動された塩谷議長ですけれども、財界にいがたの新年特大号で、公職選挙法違反があったのではないかと報じられました。直近の市議会議員選挙の投票率は過去最低です。大分落ちました。候補者の数も過去最低になっています。これだけ市民の生活が苦しくなっていく中、なぜ政治への関心がどんどん低くなっていくのか。次の選挙ではたくさんの方に出てきてもらいたい。投票率も100%に近い状態になってもらいたい。多くの方たちに政治に関心を持ってもらいたいと思います。

黒岩、そんなことを言っていると、お前、次の選挙で落ちるのではないかとか言われることもあるのですけれども、私の姿を見て多くの若者が、黒岩議員みたいな議員になってみたいなど。次の選挙で10人、20人若者が出てきて、それによって私が落選することがあるなら、それは政治家として一番望む形での終わり方だと私は思っています。どうか20代、30代の若者たちに、次の選挙で出てきてもらえるように頑張りたいと思います。

それで、令和2年12月議会で鈴木一議員と黒滝松男議員が同じ思いで、明るい選挙を目指すために一般質問をされました。私の市長選の陣営での活動に関して、疑問を呈していただきまして、そのとき立て看板の話とか、そういった話をさせていただきました。そのとき、林市長はこう述べております。

決まりや法律以上に大切なモラルを守るべき市議会議員が、人の土地であるにもかかわらず、断りもせず立っていた行為等については、私は恥ずべき行為だと思っています。こういうことが助長されるならば、私は市民からの市政に対する信頼は全く損なわれてしまうという思いがしておりました。これは猛省を促すべきであると。

全く同感でございます。法律を守るべきは当然ですが、それ以上に公人としてモラルというものを市民は見ています。林市長は観光協会に所属されていましたが、その観光協会にまつわる不正が過去3年で2件ありました。農協職員による不正購買。そして昨年、上越国際観光協会の元観光協会長による1,900万円の私的流用、これら2つとも観光協会が実施した市の補助事業でございます。

そして、今回は林市長と同じ会派で活動されていた塩谷議長が、公職選挙法で禁じられている花輪を、市内の飲食店2件に贈呈したと報じられました。自身の名前と経営している飲

食店名が記された大きな花輪が、各飲食店の前で飾られている写真が雑誌に掲載されました。公職選挙法第 199 条の 2 には、「公職にある者は当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、寄附をしてはならない」とあります。

11 月中旬に、市役所から近くの飲食店の前に塩谷議長の名前の花輪が設置されました。そこはたくさんの人が通るところでございます。多くの人に見てもらいたいと思えば、もうこれ以上ない場所でございます。そのときに誰かが見て、塩谷議長に何か言っていればそこまで大きくならなかったのかもしれないのですけれども、分からないです。誰かが言ったのか。僕は知らなかったのですけれども、言わなかったのか知らないのですけれども、また 12 月に市内の某飲食店で同じような花輪が設置されて、短期間に 2 つ、2 回の違反行為が繰り返されたというふうになっております。

令和 2 年 12 月の一般質問で、鈴木議員、黒滝議員は私のことを猛省すべきだとか、こすいやつとか言っていたら、私もそのときはちょっと「ええ」と思いましたけれども、でも確かに私の陣営がやった行為なら、しっかりと向き合ってやっていくべきだと思ひまして、議場外では黒滝議員に「すみませんでした」と。そして鈴木議員のご自宅には自ら行って、「鈴木議員、すみませんでした」と。林市長も親戚のお家に何か看板を立てられたというふうにおっしゃっていましたので、林市長の家にも行って、ご本人はおられなかったのですけれども、ご家族の方に謝らせていただいて、林市長には電話させてもらって謝らせてもらいました。

ブログでも市民の皆様本当にすみませんでしたと言って、1 年半前の市議選はもう看板もなし、街宣車もなし。自転車で本当にミニマムな形で市議選に挑ませてもらいました。そういった黒滝議員と鈴木議員がいてくれたおかげで自分の成長があったと思っていますし、そういうふうに言い合える仲というのはすごい大事だと思っています。

なので、今回の塩谷議長の選挙違反に関しては、本人は、軽率でしたと雑誌の取材には言っていますけれども、いまだに公的な謝罪は一度もしておりません。私の中の立て看板とは違い、花輪というのは、本人の直接的な関与がないとなかなか難しいのではないかと、私は思ってしまうのですけれども、分からない。塩谷議長が全く知らない間に誰かほかの人が勝手にやったのかもしれない。分からないです。本人が何も言わないから分からないです。本人の何かしらの関与がないと難しいのではないかと思うのですけれども、何かしら説明がないのでちょっと分からないのですが、今回明るい選挙——次の選挙では多くの人に出てきてもらいたい。若者たちに帰ってきてもらいたい。不正が繰り返されるようなまちには若者は帰ってこないと思うという、そういう思いで今回 2 点お伺いいたします。

林市長は 12 月議会のときには、私の陣営の行為に関して恥ずべき行為、猛省すべき行為というふうにおっしゃっていましたけれども、1 点目は、今回、塩谷議長の公職選挙法違反が報じられたことに関してはどういうふうに思っているのか。

2 点目は、今回の塩谷議長の違反行為を市の選挙管理委員会が最初に把握したのはいつで、その後どういった対処をしたのか、2 点お伺いいたします。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○副 議 長 黒岩揺光君の質問に対する市長の答弁を求めます。
市長。

○市 長 それでは黒岩議員のご質問に答弁いたします。

1 議長の公職選挙法違反が報道されたことについて

まず、1点目の議長の公職選挙法違反が報道されたことについてというお尋ねであります。1つ目が、この報道について市長の見解を伺うということなので、端的にお答えします。

この報道についての見解を伺うということですが、まず事案としては、私としてはそれを聞いたときの見解は、同じく選挙を通じて選出をされる、そういう立場に——これは市長であろうと議員であろうと同じであります。こういう立場の者として、公職に就かんとする人も含めてですけれども——候補者はそうですね。そしてなった場合の公職者はもちろんであります。そういう立場としては、私自身としても十分注意をしなければいけないことであると、そういうふうに考えております。

これは選ばれ方として同じ立場で、そして公人に就くというプロセスでは同じ、そういう立場にある方として、やはりご自分のことの注意も含めて、やはりしっかりしてもらいたいという気持ちがあったことは事実であります。それ以上のコメントを、私はする立場にないと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

2つ目です。この行為について選挙管理委員会が最初に把握したのはいつで、どう対処したのか伺うということです。これは私の立場から選挙管理委員会のほうにお尋ねして受けた報告の内容を申し上げたいと思います。選挙管理委員会に情報提供があったのが、令和4年12月13日で、これは記者の方からとお伺いしております。記事の持込みによる情報提供がありましたということでした。そのときに初めてこの情報を選挙管理委員会としては知ったということで、委員会として事実確認を行う必要があるということから、その日のうちに——直ちにだと思いますが、現地の確認に行きましたが、お話しされている花輪は既に現地にはない状況だったということでもあります。その後この情報について、南魚沼警察署に連絡したと伺っております。

以上。

○副 議 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 1 議長の公職選挙法違反が報道されたことについて

まず1点目の件ですけれども、同じ立場である者として、自身としては注意しなければならぬし、本人にはしっかりしてもらいたいというふうな市長の見解でした。令和2年12月のときには、私の陣営の行為に関しては、恥ずべき行為であり、猛省を促すべきである行為であるというふうにおっしゃっていましたが、それは今回も同じ思いなのかどうかだけ、お願いします。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 議長の公職選挙法違反が報道されたことについて

そもそも法律とか様々な決まり事というのはあります。ありますが、例えば刑の重さなども含めて、様々重い、軽いというものはあります。これは存在します。これは当然法律上の問題としてあります。私は今回の——その猛省を促すべきと発言したのは本当のことであり、議場でやった話ですから。鈴木議員の話だったか、黒滝議員の話を聞いて私がそう言ったと思います。

そのことについては、全くそのとおりでと思っています。またここでもう一度私が言わなければいけないということは、あなたが言っているので私は言いますが、あれは猛省すべきことです。市政の将来にかかる大変な選挙において、私は違法行為だと思っていましたが、私はその後自分からの特別な訴えはしませんでしたけれども、もし、あるとき選挙戦が違う形で結果が出てしまっていたり、例えば拮抗するような形で大きく大変なことになった場合には、私は黙っていられなかったと思います。違いますか。

私は重さ、軽さがあると思います。それをもって、今あなたが——あなたは刑事告発のご本人ではないですか。そのあなたの質問に、私はこの場所で、一般質問という場所でこのような形で、これから何をお聞きになるか分かりませんが、きちんと冷静に対応したいと思っていますが、少し感情的になることもあるかもしれませんので、よろしく願います。

○副 議 長 1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 1 議長の公職選挙法違反が報道されたことについて

刑事告発をした方が一般質問をしてはいけないというルールも特になくと思うので、もし、何かそういう決まりとかがあるなら、ぜひ、おっしゃっていただければいいのですけれども。

今、市長は重さ、軽さがある。今回、重さ、軽さがあるというふうにおっしゃっていましたが、花輪もこれがオーケーだとしたら、もういろいろなところに花輪を置いて、いろいろなところに寄附もできるし、自分の名前をいくらかでも宣伝できるようになって、次の選挙の結果に影響する可能性も十分にあると思うのです。先ほど市長は、私の行為が選挙に違う結果を及ぼす行為になっていたら黙っていないということですが、今回の塩谷議長の行為も私は重さ、軽さという意味では、別に変わらないと思うのです。市長は今回の塩谷議長のやつは、重さ、軽さの面でいうと、軽いほうだというふうな認識なのでしょうか。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 議長の公職選挙法違反が報道されたことについて

水掛け論になってしまうかもしれませんが、そういう旨で私は言いました。重い、軽いこの範囲でいえば。ただ、それが議員が想像されるような形で果たして進むかどうか。それは私に答えることはできませんし、当該される、今ここから退出までさせられて、議長がそのように思うとは到底思えません。

そして反省の弁も、あれは新聞紙上でしか私は見ておりませんが、そういう記事が記載されておりました。雑誌のほうにもあったかどうか。財界にいがたのことですか……。財界にいがたのことだと思えますけれども、私は日報さんの記事でそのコメントを見ました。やは

り軽率であったという書き方でありました。

今後そういうことがあるとは思えませんし、またこういったことをご指摘されていることは、公人に立つ我々としてはひとつまた気をつけなければいけない。もう一度そういうことであると思うので、今日の一般質問の意味もそこにあるならば、よしとしなければならぬと思います。

○副 議 長 1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 1 議長の公職選挙法違反が報道されたことについて

2点目の選挙管理委員会の対処ですけれども、選挙管理委員会にご本人には注意やそういったものはしたのでしょうか。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 議長の公職選挙法違反が報道されたことについて

私はそれは把握しておりません。

○副 議 長 1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 1 議長の公職選挙法違反が報道されたことについて

令和2年12月の一般質問では、林市長は、市が指導すべき部分については、指導すべきだったというふうにお詫びを申し上げております。今回の件に関しても、選挙管理委員会が注意すべきだったとは思いませんか。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 議長の公職選挙法違反が報道されたことについて

それはあなたが考え違いしていますね。私はあのとき——今、急に言われて議事録を読んでいませんが、記憶しているのが、市としてなすべきことで、市はそうすべきだったと言って発言したのは、恐らくは、あなた方陣営の看板を人の土地まで——不法行為ではないですか。それをやりながら立てた行為について、そこが例えば私有地であればそうでありますし、それはこちらの関与できないことかもしれません。民民になるので。

しかしながら、道路管理者としての市道沿いの土地にも、これはあまた立てたわけです。それをもって市道側の管理者として私が指導しなかったことについては、いささか思いがありますという話をしたことに触れていると思います。

そして、選挙管理委員会側のことに、私がそういうことで言及したことはないと思います。私はその立場を受けて、選ばれているほう側ですから。

○副 議 長 1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 1 議長の公職選挙法違反が報道されたことについて

そうすると、市長が議員時代は市長と同じ会派で活動されてきた塩谷議長ですけれども、そういった方がこういった行為をしたと報道されたわけですから、これについて市長からご本人に直接何か言うことはあったのでしょうか。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 議長の公職選挙法違反が報道されたことについて

殊さらに私との関係性や、あなたの通告もそうですし、様々なところで私もちょっと見ています。何をその関係性のことだけ特別に言わなければならないのですか。何か意図があるのですか。

それとも、はっきり申し上げまして、私が彼に何を言おうが、このような一般質問の場所で私がこういうことを言った、言わないをあなたに言われて、市政に関する内容について一少私は次元が違っていると思います。そのことを私に何でここで発言を求める必要があるのですか。

○副 議 長 1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 1 議長の公職選挙法違反が報道されたことについて

市政について私は話していると思っていて、次の選挙でたくさんの方に選挙に出てもらいたいと思っております。投票率も上がってもらいたいという思いでやっております。そういう思いで、林市長と同じ会派で長年活動されてきた方が、こういった選挙違反行為をされたらと報道されているわけです。警察の捜査対象にまでなっているわけです。私が市長だったら、次の選挙で多くの人に出てもらいたいと思うなら、一言何か言いますよ。いかがですか。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 議長の公職選挙法違反が報道されたことについて

それはあなたのほうのあれですが、私としては先ほど答弁したとおり。
以上。

○副 議 長 1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 1 議長の公職選挙法違反が報道されたことについて

はい、分かりました。

それでは、第2項目に移ら——あ、まだです。すみません。最後にもう一個質問がありました。政治家の倫理条例みたいなのが今、全国的に、市議会とか県議会で条例がつくられておまして、鳥取県議会が結構早めにやっているのです。平成25年に鳥取県議会議員の政治倫理に関する条例というのがございます。そこの第3条に、議員は次に掲げる行為規範を遵守して行動しなければならないとありまして、その一つが公正を疑われるような金品その他経済的利益を与え、または得てはならないこととあります。こういった行為をした場合は、第2項で、議員は県民の批判を受けたときは、真摯かつ誠実に事実を説明し、その責任を進而明確にする義務を負うものとするというふうに、そういう倫理条例が全国的に今増えていってきているのです。

今回こういったことがあって、そういった条例——議会議員の条例なので、それを市長に聞くのもどうかかなと思うのですが、市長も議員でいらっしやいましたから、こういった全国的な動きに関して、こういったことがあれば防止になるのではないかとも思うのです。開かれた政治、クリーンな政治、そして若者たちにもっともっと政治に参加してもらいたいという思いで、こういった倫理条例が、今後南魚沼市でもあってもいいのかなと思うのですが、もしそれに何か市長の見解がありましたらお願いします。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 議長の公職選挙法違反が報道されたことについて

これは明確に答えさせてもらいます。これは議会の圏域で、議会で決めた条例でしょう。私に言うことではないでしょう。

○副 議 長 1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 1 議長の公職選挙法違反が報道されたことについて

はい、分かりました。

2 政治団体が主催するコンパニオン付きの懇親会に市長交際費を使うな

では第2項目、2点目にいきます。2点目は、政治団体が主催するコンパニオン付きの懇親会に市長交際費を使ってもらいたくないという思いでいきます。

今、物価高騰で市民の生活が厳しくなっております。1円でも多く福祉や子育てに回してほしい、切り詰められるところは切り詰めて、市民の生活の向上に何としてもお金を費やしてほしいという思いでやります。

市長交際費は社会通念上、妥当とされる範囲、また額として必要最小限とすべきという基準が設けられております。昨年的一般質問でも話しましたけれども、南魚沼市の市長交際費は、他の自治体と比べて、予算額も支出額も高いです。年間予算 250 万円、魚沼市 200 万円、十日町市 150 万円、糸魚川市 180 万円、柏崎市 150 万円、新発田市 180 万円でございます。実際に使った額も一番高いです。これについて市長は一般質問で、社会通念上妥当とされる必要最低限の支出をすることを常に念頭に置いて執行に当たっていると答弁しています。本当にそうでしょうか。

昨年 11 月 27 日、塩谷議長の就任祝いには出席するため、市長は会費 1 万円を市長交際費から支出されました。塩谷議長の就任祝いは盛大に開かれ、新型コロナの第 8 波の真ただ中、150 人以上が出席され、今回、会費 1 万円の支出先は塩谷ときお後援会となっております。領収書には塩谷ときお後援会となっております、塩谷議員の個人の住所と電話番号が書いてあります。これは政治団体であります。

市長の公務として行くわけですから、公務員は社会全体の奉仕者として、憲法第 15 条の精神にのっとり、政治団体への交際費の支出は避けなければいけないと思います。湯沢町、魚沼市、そして多くの自治体の交際費支出基準には明確に、政治団体には支出できないと明記されております。万が一、会の実費が 1 人 8,000 円で、会費が 1 万円だったら、その 2,000 円がもしかしたら政治活動に行ってしまうかもしれないわけですから、政治団体への交際費の支出は気をつけなければなりません。

さらにこの祝賀会には 20 人以上のコンパニオンがいらっしゃったと聞きました。もし、会費 1 万円の中にそのコンパニオン代が含まれていたとしたら、私たちの交際費がコンパニオン代に使われたということになり、本当にそれが社会通念上妥当とされるものなのか、疑問が湧いてきます。万が一、コンパニオン代が 1 万円に入っていなかったとすれば、そうすると塩谷ときお後援会がそのコンパニオン代を工面したということになりまして、また公職選

挙法で違法とされる寄附行為に当たっている可能性が出てきてしまいます。

なので、そもそも私が市長だったら、塩谷議長の就任祝いに行くとしたらもう自腹で行きます。交際費は絶対に使わない。だって、交際費はいろいろな人とのネットワークを広げるためにやるわけではないですか。塩谷議長とネットワークを広げる必要はないではないですか。もう仲がいいですよ。

十日町市は過去5年間、議長の就任祝いに市長交際費を使っておりません。過去5年間。なので、私はそもそも使わないのですけれども、そう言うとまた議論が荒れるので、市長交際費を万が一使ったとしますよ、市長交際費を使っていました、で行ったら、コンパニオンが20人出てきた時点で、まずその時点で私は、これはもう自腹に切り替えると思います。さらに領収書をもらったときに、塩谷ときお後援会と書いてあったら、もうその時点でこれは交際費は無理だろうと思って自腹に切り替えます。

1円でも多く、生活に困っている市民にお金を回したいと思うなら、そういうふうに考えると思うのですけれども、それを前提に3点質問します。1問目、政治団体に交際費が支払われたのは適切だったのか。2点目、会費にコンパニオン代は含まれていたのか。3点目、コンパニオン付きの懇親会に市長交際費を使うのは適切だと思いますか。

以下、3点同時に聞かせていただきます。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 政治団体が主催するコンパニオン付きの懇親会に市長交際費を使うな

それでは黒岩議員の2つ目のご質問に答えてまいります。政治団体が主催するコンパニオン付きの懇親会に市長交際費を使うなということで、令和4年11月27日、林市長は塩谷寿雄議長就任祝いに参加し、市長交際費から会費1万円を支払ったということです。

まず、交際費についてご説明しようかと思いますが、これも何度も議員とも、前にもやり取りをしています。金額の問題云々。ここからラジオを聞いている人や、今日傍聴に初めて来ている方はそのやり取りがなければ、ちんぷんかんぷんだと思うのです。

市長の交際費というのを、あらかじめ予算としてこれくらい使う、もしくはこれくらい使いたいという思いも含むかもしれません。何に使いたいか。決してこういう会食だけに使っている問題ではないのです。そういう市の、南魚沼市の発展を考えて、様々な方とつながっていくということや、将来への投資ということも含めてやっていることもたくさんあります。

こういう中で、ほかの自治体と比べるとということ自体がそもそも私はおかしいと思っていますし、そういう観点を持っていますが、交際費は行政執行上、市の利益のために市を代表して外部と交際するために要する経費であります。その執行に当たっては、公職選挙法第199条の2の規定に留意して、公務上、または社交儀礼上、必要な相手等に限られるとともに、その支出額も社会通念上妥当と認められる範囲で支出しているところです。

この上で今回、黒岩議員が指摘されている会、塩谷議長の就任祝いについてですが、南魚沼市議会の議長の就任祝いという会であります。市議会と市長はそもそも二元代表制のそれぞれ長でありまして、独立、対等な立場にあり、お互いに、時には牽制し、そして時には協力

し合って、よりよい市政の実現を目指すという関係であります。

その議長職という大変な要職、公職に就かれた祝いの会として、ご案内のあった会に私が出席したわけでありまして。これはこれまでもそうでありました。また、会費額については1万円。社会通念上妥当であると私は判断しています。社会通念上といっても、当該地域、私どものこの地域の中でこういう会の場合の通念上の妥当額と私は思っております。

ただ、議員、私はその会費が大きな額ではないからいいとか、そういうことを言っているわけではないのです。私は市長職として様々な会合に出席しております。これは多少体力に厳しいと感じるときもありながらも、この6年間続けております。その成果というのは、まだまだ分からないところも、出ているところもあるかと思いますが、ようよう、軽々にそのことを論ずるといえるのは、私としては少し、私の職に向かっては、そのことを言われると、ちょっと失敬に聞こえるところがあるわけでありまして。

その会の主催者が考える——これは決して塩谷議員の会だけではありません。様々な会がありますが、その主催者の皆さんが考える趣向とか、体裁があるわけでありまして、その辺りを考慮した上で、大切な公金であります、使わせていただいております。もし、これが社会通念上、この地域の通念上の範囲を超えるものであれば、私はそういうことに支出したことはございませんし、そういうふうに取り扱っております。常にこれは緊張感を持ってやっているつもりです。

1つ目のご質問の、支出先が塩谷ときお後援会となっているが、交際費が政治団体に使われたのは適切だったかということでありまして。この祝いの会が、公職選挙法第199条の2の公職の——公職に就こうとする人もそうなのですけれども、公職の候補者等の寄附の禁止、これに該当するかどうかですが、私は該当しないと思っております。

2つ目の問題であります——失礼。領収書が政治団体名になっていることもお尋ねでした。案内は個人名だったのです。そして結果として領収書の発行者が政治団体名となっているというふうに思いますが、私はこれまで市長になりましてから、いわゆる公の政党や、例えば議員活動——失礼、いろいろお付き合いがあります。県議もあれば、様々な国会議員もおりますが、こういったところに出席する場合、公党であっても、例えば会合、新年会等々に呼ばれる機会はたくさんあります。こういったときには私は全て自腹で行っております。

そして、あなたもよく、議員もよくこの場所で殊さら取り上げたいのか、私の公用車の使用の方法を言います。一度だけ浦佐のところで街頭演説があつて、私がそこに公用車で行ったことをあなたは見とがめましたですね。このことを非常にいろいろな人にも伝わるSNS等で書きつづったというのを私も聞いておりますが、私は公用車で街頭演説に行ったのはあれ1回だけです。それも理由がありました。それはその後の市長会が……（「質問してないよ」と叫ぶ者あり）市長会が新潟のほうで行われるために行ったのです……（「時間がもったいないから」と叫ぶ者あり）なので、この公費の使われ方につきましては、私は極めて厳重にやっているつもりであるということをお知らせしておきたいと思っております。

2番目、会にはコンパニオンが20人以上いたが、会費にコンパニオン代は含まれていたの

かということであります。この件に関しては、私がこの会を主催している側ではありませんので、お答えすることができません。また、あえて言わせていただきますが、これら招待状——この会だけではありません。ほかの全ての招待状が届くたびに、コンパニオン代が含まれているのかとか、どういう趣向なのでしょうかとか、こういったことを逐一確認することがあなたはできると思いますか。もし、そうだとすれば、これは大変失礼なことですよ。私は少なくともそういうことができる、そういう人間性ではございません。相手にとって大変失礼なことであると思います。

そして、そもそもですが、これは最初から思っているのですけれども、あなたはチラシも市内にまきましたが、コンパニオンという職業に対して、少し職業の貴賤問題に触れるような感覚を私は捉えていますし、多くの市民から私のところにそういう電話がかかってくる。この点はいかがかと、私があなたに質問できないのですが、私としては、そもそもの考え方が私と違っているのではなかろうかと思っています。以上……（「3問目、3問目」と叫ぶ者あり）失礼いたしました。

3問目にお答えします。コンパニオン付きの祝賀会に市長交際費を使うのは不適切ではないかということです。先ほどから述べているとおり、議長就任祝いの会の会費として支出したものでありまして、交際費の目的に合致していると私は考えております。

以上。

○副 議 長 1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 2 政治団体が主催するコンパニオン付きの懇親会に市長交際費を使うな
時間がないので、あまり私の聞いていない質問について答えるのは、ぜひやめていただきたいと思うのですけれども。

1 問目の再質問、政治団体へ交際費が支払われたのは適切だったかの答弁が、これは公職選挙法第 199 条の 2 に当てはまらないと思っていますという回答ですが、それは別に聞いていなくて、それは聞いていないのです。憲法第 15 条に、公務員は社会全体の奉仕者とあります。そして市長交際費は税金です。その税金が政治団体に行ってはいけません。政治の活動に行ってはいけません。塩谷寿雄という領収書が来ているわけです、ここに。塩谷ときお後援会の領収書が 1 万円 came。このときに、あ、政治団体に行っているではないかと。憲法第 15 条の観点からまずいのではないかなと。これは市長交際費で払ってしまったけれども、ちょっと自腹に切り替えようかなというふうには思わなかったかどうか。公職選挙法第 199 条の 2 に当てはまることかどうかなどと聞いていないのです。なので、ちょっと質問に答えてほしいのですけれども。

私たちの税金、市民全体、社会全体に行かなければならない税金が、特定の政治団体に支払われてしまったことに関して、適切だったかどうかを聞いているのです。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 政治団体が主催するコンパニオン付きの懇親会に市長交際費を使うな
話を伺うと、確かにそういうところもうなずけるところもありますが——私は大変申し訳

ない。これは落ち度と言われればそれまでですけれども、例えばもらった領収書が封筒に入っていた場合などは、そのまま秘書広報課に渡します。これは正直なことを言っています、私は。確認しない私が悪いのかどうか。でも支払ったものですから、当然そういうふう書いてあると思っています。別に言い逃れしているわけではございません。

その時点でもし、開封して見た場合であれば思ったかもしれませんが、しかし、私としては先ほどから言っている、社会通念上というか、この土地の通念上、そういう議長就任祝いについてはずっと行われてきたものでもあるというような観点の中から、黒岩議員が言うほどのところの部分に思いが至らなかったというのか。そういうふうに使われてもしようがないところはあるのかもしれませんが、さほど疑問は感じなかったと思います。

○副 議 長 1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 2 政治団体が主催するコンパニオンつきの懇親会に市長交際費を使うな

封筒に入ってあったとか、そういうふうなことをおっしゃいましたけれども、この領収書ですね、南魚沼市長 林茂男というのが判こで押されているのです、判こで。これは塩谷ときお後援会がこの判こを持っているとは僕は思えないのです。

私が総務部長に聞いたら、こういう判こは確かに市もたくさん持っている。この南魚沼市長 林茂男のこの判こ。そうすると、市がこの判こを相手に貸したとか、それともこのまま来て、市の方がこうやって押したとか分からないですよ。これについて何か、この領収書をどういうふうで作成されたか、知っている方がいらっしゃったら教えてもらってもいいですか。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 政治団体が主催するコンパニオンつきの懇親会に市長交際費を使うな

その件についてはちょっと分かりません、としかお答えできません。国会の委員会の審議みたいになってはいますが……それはそうですか。見てもいけませんので、申し訳ない。

○副 議 長 1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 2 政治団体が主催するコンパニオンつきの懇親会に市長交際費を使うな

この前も市長は国会の委員会の審議みたいだとおっしゃいましたけれども、ではここは一体何なのですか……（「南魚沼市の」と叫ぶ者あり）なので、別に国会の委員会の審議みたいになってはいけないのですか。……（「誰もいけないなんて言っていない」と叫ぶ者あり）なので、別にいいのではないですかね。こちらはチェックする側で、チェックされる側で、チェックされる側の方がここがどういう場であるべきみたいな、そういうふうなことはなかなか言わなくてもいいのかなと思うのですが。

すみません、100 歩譲って、では封筒に入ってきた塩谷ときお後援会というのは見なかったと。分からなかった。では、今はもう分かりますよね。今はもう塩谷ときお後援会という領収書で来ています。政治団体です。今からでも遅くないと思うのです。今からでも遅くありませんよ、まだ。自腹に切り替えてもいいのではないですか、今からでも。市長交際費は、ちょっと適切でなかったから、取りやめて自腹に切り替えます、というふうなこともできると

思うのですけれども、いかがですか。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 政治団体が主催するコンパニオン付きの懇親会に市長交際費を使うな

それをこちらで、この質疑があったからすぐやるかではなくて、こちらでもう一度相談もして、私は出してもいいと思います。しょっちゅうそうですから、自腹を切っていますので。特別何の意味もありません。

ただ、通念上は議長の就任祝いに手持ちを持って行って、それをとがめられたこともありませし、いないほうがおかしいと思われるほうが、この辺の社会通念上ではないですか。全部市長として呼ばれているのです。

○副 議 長 1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 2 政治団体が主催するコンパニオン付きの懇親会に市長交際費を使うな

では、それについては今後検討していただくということで、それでいいと思います。

2 点目ですけれども、コンパニオン代が含まれていたかどうかを聞くのは相手に失礼。この会を主催している側は向こう側だから逐一確認はできないということですが。

よく分からないのですけれども、税金を使うときに、ここは税金を使ってはいけないな、ここは税金を使っていいなというのがあろうと思うのです。ここで税金を使ってはいけないと言ったからといって、その人たちを差別しているわけではないわけですよ。違いますよね。その人たちが駄目な職業などと言っていないわけですよ。いろいろな職業がある。でも、ここに使うことは通念上認められるけれども、ここはちょっと自腹でいいのではないかとあるところがあると、そういうのはあろうと思うのです。

私だったら、コンパニオンの方が出てこられたら、これは自腹でやったほうがいいかなというふうに思う。別に確認する必要もないですよ。確認もしません。もう出てきているのだから。別に相手に失礼という、自腹に切り替えることで別に失礼だとは思いません。むしろ税金を払ってもら方たちに失礼にならないように、年収 1,200 万円、退職金 4 年間で 1,000 数百万円もらっているなら、自腹に切り替えていいかなと思うのですけれども、その点はいかがですか。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 政治団体が主催するコンパニオン付きの懇親会に市長交際費を使うな

ちょっと私としては、釘を刺しておきたいところがある。このあなたのチラシの、コンパニオン付きの懇親会に市長交際費を使うな、という判断で私は支出しませんよ。私は政治団体のことの触れ方なので、やります。今ご質問の、コンパニオン云々の話というのは、少し私はあなたと考えが多分、相違しております。そもそもそういうところだと思っています。

確認を全部できるわけなどないです。私ではない市長になって——私はこういう考え方があります。それが本当にいけないのであれば、もっと考えを直さなければいけないかもしれませんが、彼女たちも本当に働く人たちであります。加えて、皆この地域の方々ですよ。私はそう思います。

私としては、そういう方々があそこで仕事をしていて、見て、領収書がどうのこうのとか、支出がどうのこうのとか、そこは頭にいきませんでした。それよりも、あなた方、こうやって働ける場ができてよかったなと思ったのです。そういうのが市長としては思いがあります。全然そんなことより。

私ではない市長になれば、自分の思いでそういうことをやられればいいのではないでしょうかね。私はそういうことを含めてでは、やはりさらされている公人ですから、批判も浴びれば、何でもしますが、私にそのことで批判してきた人はただの1人もいません、あなた以外は。

○副 議 長 1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 2 政治団体が主催するコンパニオンつきの懇親会に市長交際費を使うな

全然その考え方が違うということが分かっただけで、それでいいので。私だったらしないというだけの話なので。私、前の職場がいろいろな日本人の方がいらっしゃった職場だったのですけれども、そういった女性職員たちの感覚からすると、市長が市長交際費をコンパニオン代に使っている——すみませんね、コンパニオン代に使っているということになったら多分、私の前の職場のそういった人たちの考え方からすると、それはちょっとあり得ないなというふうになると思うのですけれども、市長がそう思わないのなら、それで結構です。

3 市職員に対するセクハラ行為の注意喚起システム構築を

では最後の第3項目、3つ目にいきます。ちょうど女性の話になりましたので、ちょうどいいです。市職員に対するセクハラ行為を注意喚起するシステムの構築を、ということで第3項目にいかせていただきます。

女性に対するセクハラ行為とか、パワハラもそうですけれども、そういうところがまかり通るような職場で働きたいと思う人は少ないと思います。私が以前働いた職場は、幹部の半数近くが女性でした。もう女性の上司など当たり前。毎年のようにセクハラ研修がありまして、いろいろな国の方がいらっしゃるのですけれども、日本人の方も結構いて、多くが女性でした。そういった方たちに何で来たのかと聞くと——外国なのですけれども、昔の特有の日本的な社会、会社。カラオケで歌わされたりとか、そういったのが嫌だったみたいな、そういう何か昔ながらの日本の何かそういうのが嫌で、海外に飛び出してきたのだという方が結構いらっしゃいました。

新潟県は転出超過数が全国4番目に高いです。他の県と比べ、男性よりも女性が多く流出している傾向があり、その新潟県内でも南魚沼市は特に女性の方が市外へ出ていっています。女性が働きやすい環境をつくるのが女性の市外流出を防ぐことにもつながると思いますが、その中で女性に対するセクハラ行為に関してはしっかり対処するシステムが何より大事になるかと思えます。

前の一般質問でも、女性の話の内容が面倒な点があるとか、女性の話はまとまらない気がするみたいな、そういうのがアンケート結果でそのまま公表されたことに関して問題視しましたけれども、こういったコメントは許されないと同時に、市役所内で職員に対するセクハ

ラ行為があったら、注意喚起されて、そういったことが起こらないようにするにはどうすればいいかと。そういうシステムができないかと思ひまして、今、一般質問をしております。

令和3年の末、大分前の話ですけれども、議員数名と市の職員何人かがいる会合で、ある懇親会の話になりまして、その懇親会の会費を聞いて、私はお酒が飲めないのでもちよとすごく高いなという話になって、その施設には混浴風呂があると。混浴風呂があるからお風呂に入って元を取れば、みたいな話になったときに、塩谷議長がある女性職員の名前を出して、この方が一緒にお風呂に入ってくれるぞ、みたいなことを言ったわけです。そこでその隣にいた牧野晶議員が、あ、それ俺が言おうと思ったのに、先に言われた、と言ったわけです。そういうのを聞いたときに、これはちょっとセクハラではないかな、こういうのはよくないのではないかなと、僕はそのときそう思ったけれども、言えなかったのです。大変申し訳なかったと思っているのですけれども、本当に今さらこんなことを言って大変申し訳ないとは思っているのですが。

さらに昨年11月、ほとんどの議員がいる場なのですけれども、がやがやしているところであまり聞こえなかったと思うのですが、ある女性職員の新型コロナ感染がそこで伝えられて、そこで牧野晶議員が、俺、濃厚接触者だよ、というふうに言ったのです。そういう発言もちょっとセクハラなのではないかと私は感じるのです。私の感覚が違うのかもしれないのですけれども、今回はこの2人の処分を求めるとかそういうのではなくて、どうすれば女性に働きやすい環境をどうやってつくれるかというふうに思うのです。

被害者が申告していないなら、別に問題ないのではないかというような議論もあり得ると思うのですけれども、若者が住み続けられるまちづくり、特に女性に働ける環境をつくっていくという意味で、今後どういったことができるかということで、市長の見解を伺います。

○副 議 長 市長。

○市 長 3 市職員に対するセクハラ行為の注意喚起システム構築を

それでは、黒岩議員の3つ目のご質問に答えます。市職員に対するセクハラ行為の注意喚起システムの構築を、ということです。南魚沼市では平成30年度に職員ハラスメント防止指針というものを策定しています、庁内にですね。職員一人一人がセクシャルハラスメントをはじめ、あらゆるハラスメント——いろいろなハラスメントがありますが、この理解を深めて、ハラスメントを許さない、認めない働きやすい職場環境づくりに取り組んでいるところです。

ハラスメント相談窓口というのがありまして、総務課、消防庶務課、病院に設置されており、職員からの相談に対応しています。調査等を行う際は、本人の希望に添った対応が必要である——これは当然であります。必要なために本人の意向をよく確認した上で、必要な調査等を本人の同意を得た上で進めています。指針に基づき、黒岩議員の言われるようなこういったことがあった場合は——これをあなたはちょっと問題化しているわけですね。あった場合は、まずはその相談は、被害を受けた職員本人の申出によることを基本とします。第三者からの通報については、基本的に調査等は行いません。しかし、第三者からの通報内容か

ら本人が申し出ることができないような特別な状況、これもある場合があるのです。こういったことが想定される場合については、まずは本人への聞き取りを実施していくというところから始めます。

ハラスメント防止に向けた取組としては、令和元年度から毎年、係長以上級を対象にして、ハラスメント防止研修を実施。また、庁内LAN——庁内ではいろいろなメール機能がありますが、このところを使って掲示板というのがあるのですけれども、ここで定期的にハラスメント防止指針の内容を職員に周知しています。今後もこれは注意喚起等を続けてまいります。

ただ、そもそも議員、ちょっとこれは議論の元なので聞きますが、その市職員から、本人からの申出があなたにあったのですか……（「逆質問です」と叫ぶ者あり）あったのですか。これは市内全部に配りましたね。この中で議長による市職員に対するセクハラ行為の根絶と書き切っていますね。セクハラ行為とこれは断定したのですか、誰が。失礼します。

○副 議 長 1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 3 市職員に対するセクハラ行為の注意喚起システム構築を

ちょっとこちらが聞く場なので、もし聞きたいことがあったら、後でよろしいですか。すみません。

基本的に被害を受けた方の申告が基本ですが、第三者から申し出た場合、本人が申し出られない場合もあるというふうに今おっしゃいました。第三者からの申告をもとに、もし、本人が申し出られない場合は、本人に聞く場合があると。その本人が申し出られないかどうかというのは、どうやって判断されるのですか。

○副 議 長 市長。

○市 長 3 市職員に対するセクハラ行為の注意喚起システム構築を

それがまさに第三者からの、そういうことがあったということを知り及んだ場合には、そういうことになるということです、だと思います。なので、私は先ほど、質問してはいけないのですけれども、あなたにもあったのですかと聞いているのです。多分、この話はちょっと平行線になりますね。答えてくれればいいのですけれども、私はないと思いますよ。

○副 議 長 1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 3 市職員に対するセクハラ行為の注意喚起システム構築を

ちょっとよく分からないです。第三者からの申出があった場合、本人が申し出られない場合は、本人に聞くわけですね。では、第三者から来て、その本人が申し出られるかどうかはどうやって判断するのですか。

今話を聞くと、第三者から申出があった場合、本人に聞く場合と本人に聞かない場合があるわけですね。これは本人に聞いたほうがいいのかと思うときと、これは第三者からのやつだから、本人に聞く必要ないかと、この分かれ目はどうやって判断されるのですか。

○副 議 長 市長。

○市 長 3 市職員に対するセクハラ行為の注意喚起システム構築を

課長からも答えてもらえばいいのですが、例えば本人が脅しをかけられていたり、非常に高圧的なそういう抑圧されるような状況にあってできないとか、そういうことを言って、これは例外なのです。

加えまして、こちらで把握もできないことを今ここで私が一般質問の場所で答弁するというのは、ちょっとなかなか難しいです。その辺はそう思っただけませんか。

○副 議 長 1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 3 市職員に対するセクハラ行為の注意喚起システム構築を

第三者からの通報があつて、本人に聞く場合と聞かない場合がある。今回は第三者である私から、今、通知があつたわけですが、この件に関しては、市長は本人に聞く必要はないと断定できる理由は何かあるのですか。

○副 議 長 市長。

○市 長 3 市職員に対するセクハラ行為の注意喚起システム構築を

あなたは議員でありますけれども、基本的には職員内の扱いのものになっているのです。特別な場合ですよ、本当に。先ほどから言っていることで、それ以上の答えはないですね。

○副 議 長 1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 3 市職員に対するセクハラ行為の注意喚起システム構築を

もう一つあります。被害者本人からの申出が基本というのは全然分かるのですが、もう一つ視点がありまして、被害者本人は確かに言わない、言えないときがあるかもしれない。でもそれを見る第三者側も、こんな職場嫌だな、と思うときもあると思うのです。その方は実際に被害を受けていないかもしれない。でも、例えば上司とか部下がそういったセクハラとかパワハラ発言をしているのを見て、こういう職場は嫌だなと思うときもあると思うのです。そういった第三者がそれを見ることで、何かしらの精神的に、ああ、こういう職場は嫌だな、と思ったときは、それについて何か相談窓口とか、対処システムがあるのでしょうか。

○副 議 長 市長。

○市 長 3 市職員に対するセクハラ行為の注意喚起システム構築を

これは総務課でその場合も同じ扱いで全部やっていると思います。あつてはならないことですので、そういうふうに慎重にやっている。

一つは……いろいろあると思います。基本的に人間社会はやはり信頼関係の中で出来上がっていると思っているのです。ハラスメントなのか、ジョークとか、例えばユーモアという範囲になる場合には、第三者の視点というのが果たしてそれが成り立って、またそれが独り歩きしていいかという、そうでもないでしょう。だから難しい問題だと思うのです。見逃してもいけませんけれども。

そういうことがあつて、ご本人からの——少なくともうちの職員ですよ。言われているでしょう。私は誰かも知りませんが。そういうことをあなたが見ているのだったらそこでやるべきだったと思うし、それを今、話をしている、本人から申出もないのに、この一

般質問の場でやる必要があるのですか、これ。

○副 議 長 1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 3 市職員に対するセクハラ行為の注意喚起システム構築を

女性が働きやすい環境を目指すという意味でやっているわけであって、先ほどからチェックされる側がチェックする側にどういうチェックをするかを、何か言っているようにも聞こえなくもないのですけれども、これは極めて不適切だと思います。しっかり市民からの声を聞いて、どうやって市政に生かすかという視点で一般質問というのがあると思います。

先ほどの鳥取県議会議員の政治倫理に関する条例ですけれども、ここにも議員は次のことをしてはいけないということに、その地位を背景に職務の適正な範囲を超えた言動、または性的な言動により、県等の役職員に対し、精神的または身体的に苦痛を与えてはならないというふうに条文化されております。これは県議会議員の話ですけれども、南魚沼市の指針が先ほどあるとおっしゃっていますけれども、武蔵村山市の職員倫理の指針で、セクシャルハラスメントが何かという定義づけがされております。

性的な言動が行われることで、職場の環境が不快なものとなったため、労働者の能力の発揮に悪影響が生じることと定義されているのですが、南魚沼市にはこういうのがあるのでしょうか。

○副 議 長 市長。

○市 長 3 市職員に対するセクハラ行為の注意喚起システム構築を

はい、南魚沼市にもございます。

○副 議 長 1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 3 市職員に対するセクハラ行為の注意喚起システム構築を

市のセクシャルハラスメントの定義をお願いします。

○副 議 長 市長。

○市 長 3 市職員に対するセクハラ行為の注意喚起システム構築を

この時間で話すことはできないと思います。後でこのことはいくらでもお話をさせていただきたいと思います。

○副 議 長 1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 3 市職員に対するセクハラ行為の注意喚起システム構築を

性的な言動が行われることで、職場の環境が不快となったため、労働者の能力の発揮に悪影響が生じること。10秒で答えられます。どう定義づけされているのか、最後にお答えください。

○副 議 長 市長。

○市 長 3 市職員に対するセクハラ行為の注意喚起システム構築を

正直言って、これほど常軌を逸したやり取りのやり方で、この時間ですよ。やれると思いますか。副議長が判断してください。

○副 議 長 黒岩議員、残り時間を考えた中で質問を行ってください。

○黒岩揺光君 3 市職員に対するセクハラ行為の注意喚起システム構築を

どうも、今日は本当に、すごくたくさん来ていただいてありがとうございました。あさってから一般会計の予算の審議もありますので、ぜひ、またよろしくをお願いします……

[制限時間を知らせるブザー音あり]

ありがとうございました。終わります。

○副 議 長 以上で、黒岩揺光君の一般質問を終わります。

○副 議 長 塩谷寿雄君及び牧野晶君の入場を認めます。

[塩谷寿雄君及び牧野晶君入場]

○議 長（塩谷寿雄君） ここで休憩といたします。休憩後の再開を2時35分とします。

[午後2時16分]

○議 長 休憩を閉じ、一般質問を続行いたします。

[午後2時34分]

○議 長 質問順位16番、議席番号9番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 張り詰めた空気感の中で、私が最終日、最後の大トリを務めさせていただくこととなりました。新型コロナウイルスの感染拡大が始まってから丸3年以上となりました。次回6月の定例議会においては、多分、このアクリル板も外れているだろうし、マスクを外して壇上で質問ができるのではないかと、そういう意味では私がマスクをつけた最後の議員になるというような、そんな気もいたします。先のことは分かりません。

議長より発言を許されましたので、9番議員の勝又が一般質問を行います。はじめに、議員としての心がけについて自分なりに申し上げさせていただきます。出る杭は打たれるという言葉がありますが、出過ぎた杭はたたくことができないとか、出過ぎた杭は抜かれるという言い方もあるようであります。逆に頭の出ていない杭は土に埋もれて腐るとも言われています。頭の出ていない杭など、杭としての用をなさないわけで、位置確認の目印にもならず、ロープを結わえて張ることもできない。土に埋もれた杭は全く役に立たず、ただ腐るだけがあります。

議員たるもの、市政向上に向け、市民の役に立たなければなりません。そんなわけで、私としても多少は頭を出した杭のような存在になりたいと思っています。しかしながら、頭の出し方にも常識的なわきまを持たなければ、議員としての資質を問われることになりかねません。何事も程度によるということだろうと思います。

さて、今回は質問を2つ用意しました。壇上での質問は1問目のみとして、2問目は質問席にて行います。

1 図書館の改善について

最初の質問であります。今回はおさらいとして図書館について再々確認の意味で質問させていただきます。そういう意味で総集編であります。質問は文章にして1行程程度の短いものばかりであります。既に何度も質問してきた内容ですから、答弁もまた簡単に聞かれたこ

とにだけ、1行程度にまとめて答えていただきたいと思います。余計な説明は省いていただきたいと思います。

実は以前も申し上げたことですが、本当は図書館の質問なんてもうしたくはないのです。これは本心です。本当は図書館の質問などしたくないのです。でも私の目線から見て、なかなか改善が進まない。そういう思いがあって、全くつらい思いをしながら質問をさせていただきます。質問をするほうがつらいのです。そんな中で遠慮がちに9項目、質問させていただきます。上から順に読み上げます。

(1) 図書館協議会はあるべき姿として機能しているか。

(2) 内部に業務を確認する定期的なチェック機能はあるか。

(3) 周辺の図書館をどのように参考にしてきたか。

(4) 図書館内のコーナーごとに担当者を決めていないのはなぜか。

(5) 行政資料の収集について、どのような改善が進んだか。

(6) 本を購入するときの選書は適切に行われているか。

(7) 県立図書館から直接指導を受けてきたとの答弁が以前ありましたが、どのような指導であったか。

(8) 定期的な本の廃棄は誰がどのように判断するのか。

(9) まとめとして、図書館の改善計画をまとめ、組織的に改善に向けて取り組むべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。これについては以前も同様の質問をしました。5か年計画とか、10か年計画で徹底的に改善したらどうかという話をしたときに、その予定はないと、その考え方はないとの答弁をいただいたことがありましたので、改めて再確認させていただきます。

以上、9項目を質問します。2つの質問の中で、最初の質問に35分、2問目に20分を時間配分し、残り5分を予備として残すこととします。例によって質疑応答の流れによっては、多少時間がぶれる可能性があります。そのときには、どうかご容赦いただきたいと思います。一般質問の初日の議長の発言にもありましたように、簡潔明瞭な答弁をお願いしたいと思います。壇上からは以上とします。

○議 長 勝又貞夫君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、勝又議員のご質問にお答えします。

1 図書館の改善について

1つ目、図書館の改善について。これにつきましては、所管の教育部のほうから答えていただきます。教育長の答弁にします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 1 図書館の改善について

図書館の改善についてご質問をいただきました。総集編のご質問とのこと、大変思いを込めてご質問されていることと思います。しっかりお答えしたいと思います。9点のご質問で

すが、できるだけ簡潔にということでございますが、初めてこのやり取り、この質問をお聞きする市民の方もいらっしゃると思いますので、幾つかの項目については少し説明の部分も入りますので、お許してください。

まず、1番目の図書館協議会はあるべき姿として機能しているかについてお答えいたします。

図書館協議会は法令に基づいて設置されており、図書館の運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに図書館サービスについて館長に意見を述べる役割を担っております。コロナ禍においては、会議形式での協議会開催が減っていましたが、例年ですと年間4回程度の会議を開催し、年度当初は前年度の事業報告と当年度の事業計画をお示しし、委員の皆様からご意見をいただいています。また中間の会議では、当年度上半期の事業実施報告や必要な事項の協議を行っております。特に今年度は南魚沼市子ども読書活動推進計画の次期計画策定に向けて骨子素案の段階から協議を重ね、活発なご意見をいただいております。そのほかにも図書館サービスに関わる様々なご意見、ご提案をいただいておりますので、今後の図書館運営に反映させていきたいと考えているところでございます。

2つ目の、内部に業務を確認する定期的なチェック機能はあるか、のご質問でございますが、内部の定期的なチェック機能につきましては、職員の日常的な気づきや提案により業務改善に努めているほか、職員会議の中で図書館運営全般について課題の抽出、その対応について検討を行っております。今年度は配架位置の変更の検討や、コロナ禍における市民サービスの提供とその緩和などについても話し合ってきました。

3つ目の、周辺の図書館をどのように参考にしたか。これは他の自治体の図書館を訪問し、書架の内容や展示の仕方、利用者の状況などを見て、図書館運営の参考にさせていただいております。また参考にしたい取組や課題が発生した場合は、電話や電子メール等で問い合わせを確認しておるところでございます。加えて、県内の公立図書館長会議や実務者会議をはじめ、各種会議や研修会などでもお互いの取組や課題などについて情報交換を行っております。

4点目です。図書館内のコーナーごとに担当を決めていないのはなぜか。これは図書館は朝9時30分に開館し、夜8時に閉館しております。毎日10時間30分開館しておりますので、職員は限られた人数の中でシフト制の交代勤務をしております。勤務日や勤務時間帯は不規則であります。毎日同じ職員がいるとは限りませんので、蔵書コーナーごとの担当者は決めず、全ての職員が全体、それぞれ書架整理を行っているところでございます。

行政資料の収集についてどのような改善が進んだかについてお答えします。これは勝又議員からご指摘をいただいて以降、収集に努めております。市の各種計画については、年度初めに全庁に周知し、新規策定や更新があれば収集するようにしております。また市報については、令和2年度から現在までの過去3年分を配架するように改め、過去の広報誌は閉架書庫に所蔵し、希望があれば館内で閲覧することが可能であります。議会だよりにつきましては、令和元年5月号から現在までの冊子を配架し、それ以前の冊子は閉架書庫に所蔵し、希

望により館内で閲覧可能としております。

昨年 11 月には行政資料コーナーの見直しを行い、配架位置を変更いたしました。また市報と議会だよりは資料の性質上、傷みやすいため、閲覧のお申出があった際に図書館内でご覧いただくシステムでしたが、先ほど申し述べたとおり行政資料コーナーの開架書庫に配架して、カウンターに申し出ることなく閲覧できるようにしております。

先を急ぎます。6 点目です。本を購入しているときの選書は適切に行われているか、でございます。選書につきましては、現在の蔵書状況を確認しながら、市の資料収集方針に基づいて行っています。選書業務については、様々な年代の方から手に取っていただける本を選ぶように、複数の目で確認して行っております。司書個人の偏った選書等にならないよう、中立公平な選択に留意するとともに、話題の本や新聞等の書評だけでなく、市民の皆様のニーズを把握するため、貸出しの統計結果や予約、リクエストのあった本、またカウンターにお問合せのあった本を常にチェックして選書に生かしております。

7 点目です。県立図書館から直接指導を受けてきたとはどのような意味なのか。令和 3 年度に県立図書館が実施している訪問相談事業を活用して、資料の収集及び蔵書のバランスについて助言をいただきました。そのほかにも日常業務の中で電話や電子メール等で各種照会や相談をすることも少なくはございません。

8 点目です。定期的な本の廃棄は誰がどのように判断しているかです。本の除籍については、市の除籍基準がございますので、それに基づいて、図書館の複数の職員で判断しております。図書館として常にきれいな状態で、適正な資料構成を維持するために除籍や更新が必要と考えております。現在は、汚損——汚れですね——そして破損により図書館での利用が適切でなくなった資料が主な除籍対象でございます。そのほか雑誌や実用書についてはまた内容によって除籍対象になります。

最後でございます。9 点目です。図書館の改善計画をまとめ、組織的に改善に向けて取り組むべきと思うが、その気がないのはなぜか、ということでございますが、南魚沼市では平成 22 年に答申されました市図書館を設置するための基本構想を出発点として、関連法令の下、地域の公共図書館として大和や塩沢の図書室も含めて一体的に運営を行っております。今後も乳幼児から高齢者まで幅広い市民のニーズに応えるために、しっかりと把握し、これまでと同様に、要望やご意見を受け止めながら改善を進めてまいります。今のところ、改善事項を計画のような形でまとめるという考えはございませんが、日々改善を繰り返しながら地域の皆様に親しんでいただける図書館となるよう、サービスの充実に努めてまいります。

一方、図書館の開館当初の基本構想がございます。この構想に基づき行ってきた図書館運営について、振り返りが必要な時期に来ていると考えています。その振り返りの結果に基づき、課題や改善点を見いだしながらさらに充実した図書館運営に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長 9 番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 1 図書館の改善について

教育長より教科書を読んでいるかのような模範解答をいただいたように思います。それで一つ一つ私の思いも含めてお尋ねしていきましょう。図書館協議会のあるべき姿として機能しているかどうかという点については、私は必ずしもあるべき姿で機能しているとは思っていません。これについては、これ以上質問はしません。

(2)の内部に業務を確認する定期的なチェック機能はあるかというお話といたしますか、質問に対して、教育長は、職員会議の中で様々なことについて確認し合っているというお話でありました。

しかしながら、これについて私はいろいろ申し上げたいことがあるのです。以前も議会で申し上げたことがありましたが、例えば郷土資料についての情報発信が5年間も更新されていなかったとか、あるいは購読している新聞の一覧表の更新が2年間なされていなかったとか、フェイスブックはあたかも随時更新しているような委員会資料でありましたけれども、よく調べてみれば1年間情報発信がなかったりとか、そういう話があったわけです。

職員仲間で、職員会議でお互いチェックし合っていると、教育長は答弁しましたけれども、必ずしもそうではないと私は思って見えています。その段階でまだ全部言ったわけではないから、今度いろいろ見てくれるのかなと思ったのですけれども、例えば大和図書館の市報が平成23年から平成25年までの3年間の分だけがあったと。その後9年分は更新されていなかったわけです。職員会議の場でお互いにチェックし合っているというお話ではありますけれども、だとすれば何をチェックしているのだと。何を内部で定期的に検証し、確認しているのかと、そんなふう思うわけです。こういう類いの話はまだほかにもたくさん実はあるわけです。一々語ると時間がありません。そんな中で冰山の一角だと、そのように思っていただければいいのかと、そんなふう思います。

では、例えば行政資料の類いもそうですけれども、この場合、大和図書館の市報が9年分更新されてこなかったと。なぜ更新されてこなかったか、その事情についてお尋ねしてみたいと思います。私が思うには平成23年から平成25年までの間、意識の高い職員がいて、図書館には市報くらい置くべきだと、そういう思いで置いたのだと思うのです。人事が代わって、その後引き継いだ人がそんなことすら考えない、そういうレベルの人であったと。さらに人事が代わってもそれがずっと放置されてきたということは、そのレベルの対応しかしてこなかったと。これは一つの事例にすぎません。様々なところでこの類いの話があるとすれば、内部のチェック体制はもっときちんとやるべきだと、私はそのように思いますがいかがでしょうか。

○議 長 教育長。

○教 育 長 1 図書館の改善について

大変具体的なお指摘をいただきまして、ありがとうございます。大和図書館の市報につきましてはご指摘のとおりでございます。そこにつきましては、議員がお示ししたとおりに職員がどういう資料をどのように整えていくかという、しっかりとした視点が十分でなかった

というふうを考えております。ご指摘をいただいたところも含めて、もっとしっかりとチェックをする、それは必要だと私どもも考えているところでございます。今後もしもご指摘を受けながら、一つ一つ改善を進めていきたいと思っておりますし、また指摘を受ける前に自力で一つ一つを改善できるように、また資質を高めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議 長 9番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 1 図書館の改善について

それで、大和図書館の市報についての話が出ましたので、あえて申し上げますが、その類いの一般質問をした後、改善が見られないので、2年前の3月10日午前11時半に教育委員会を訪問して、写真を見せながら教育長と教育部長にこれは放っておかないほうがいいですよというお話をした記憶があります。ノートを取っていましたが、多分その記録はあるはずですよ。

その後、半年私は我慢して見ていたのですけれども、全く現場が変わらない。やむを得ず、その年の9月の一般質問でまたその話をしたわけです。さらにその後、1年間我慢して見ていたのですが、全くその現場は変わらない。それで去年の9月に再度苦しい思いをしながらまたその話をしたわけです。9年間も更新しないのは一体なぜなのかと、みたいな。そのときに教育長は、私が把握していなかったことですからと、そういう答弁をしたのです。把握していなかったはずはないと。じかに写真を見せながら語ったこともあるし、議場で少なくとも今まで3回その話をしているわけですから。言っても言っても、私、聞いてもらえないと。そう言われればそうだなという反応がないのは本当につらいのです。だからこういう質問をするのも苦しい思いをしながら質問しているのです。その心情を分かっていたきたいと思います。

(3)に移ります。周辺の図書館をどのように参考にしているかというお話ですけれども、例えば魚沼市の図書館に行けば、それこそ市報や議事録、あるいは議案書、予算書、決算書など当然です。議会だよりもあります。何年分も見られるようになっている。十日町の図書館に行ってもまさにそのとおりです。十日町の図書館に行くと農協だよりのファイルなども置いてあったり、津南町の広報誌も置いてある。津南町の図書館に行ってみると、長野県の栄村の広報誌まで置いてありました。

ああいう類いのものを見ると、行政が直接市民あるいは町民に発信している情報というのは半永久的に保存すべき情報だと、非常に大事な行政資料ですと、そういった大型図書館の館長がいました。これは高田図書館の館長が言った言葉ですけれども。我が南魚沼市の図書館で市報についての話をしたときに、市民に直接行政が全戸配布していると、全世帯に配布しているものですからと、皆さん自分の手元にあるものをご覧になればいいではないですかと。何も図書館に置く必要はないと思っておりますと言われたのです。これほど意識が違うかと。この話は以前もしたことがあります。

図書館職員の物事の考え方そのものが非常に浅すぎるのではないかなと。例えば様々な図

書館を見に行くと、大型図書館は大概学校の教科書を置いてあります。十日町でもそうです。高田図書館でもそう。新潟市の中央図書館でもそう。長岡の中央図書館にもそうです。教科書など図書館に置いてあるのが当たり前だと。ここの図書館は置いてないと……

○議 長 勝又議員、質問をお願いします。

○勝又貞夫君 見て歩くとどうしてこれほど周辺の図書館から学び切れていないのかと。不思議にさえ思うのですが、その点について、学び切れているとは私は思いません。館長会議とかそういうところで情報交換をして、向上に努めているというようなお話もありましたけれども、必ずしもそうではないのではないかという視点もあるということについてご答弁をお願いします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 1 図書館の改善について

様々のご指摘をいただきまして、ありがとうございます。これまでの経緯を振り返って、また現在の状況もお話しいただいたことでありまして、ご心配されているところはよく分かりました。

他の図書館を十分学んでいないのではないかとありますが、南魚沼市図書館につきましては、南魚沼市の図書館らしく、その基本構想によって進めようということによっております。例えばですが、教科書につきましては、教科書の展示、閲覧をいつも夏前でしょうか、6月、7月に実施しておりましたので、常設の展示については考えていなかったところがございます。市民の皆様から、ぜひ常設してほしいということがあれば、またそこはご意見をいただいて改善していきたいと思っております。

ほかの図書館がやっているから、それをでは南魚沼市でやろうということまで、そんなふうな形ではなく、南魚沼市はどんな図書館をつくっていくかを検討しながら進めているところでございます。

以上です。

○議 長 9番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 1 図書館の改善について

では（4）に移ることとします。図書館のコーナーごとに担当を決めていないのはなぜかと。教育長の答弁にはローテーションを組んで、早番、遅番とかがあったり、休みも交代して休む人がいると。だからというお話であったように記憶していますが、最初に私が聞いたのは高田図書館で聞いたのです。当然コーナーごとに担当者がいるのでしょうか。当然ですと。10万冊とか20万冊という本になると、全ての分野に皆が通ずるということは、大変でできることではないので、例えば日本文学なら誰、外国文学なら誰、社会科学、自然科学のコーナーなら誰というように、分担を決めて、ある程度責任を持ってそのコーナーを見ると。定期的に人を入れ替えるわけです。そうすると偏りがなくなるというような話も聞きました。

我が南魚沼市ではそうするつもりはあるかないか、今後検討してみるつもりがあるかないかだけ、簡単にお答えいただきたいと思えます。

○議 長 教育長。

○教 育 長 1 図書館の改善について

私もコーナーの担当の設置につきましては、研究する意味合いがあるなど考えております。どのような効果があるか。あるいは南魚沼市においてはどのようなまた課題があるか、それについては今後検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議 長 9 番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 1 図書館の改善について

では（５）の行政資料の収集について、どのような改善が進んだかという質問についてですが、実は私も最近ここ１年ほどでしょうか、行政資料が少しずつ増えてきたなど、そんなふうに思っています。なぜ今までそれができなかったのかという類いの思いがあります。

国の図書館法にも行政資料の収集をすると書いてあって、新潟県の図書館条例、南魚沼市の図書館条例にもそのように明記されているわけです。以前私が議場で質問したときに、教育長は行政資料はありますというお話を答弁でしたことがありました。ではどれほどあるのですかと、後で調べてもらえませんかという願いをしたら、予算書、決算書を除いて薄い行政資料がわずか１３点しかなかった。教育長もこれしかないのかと思いました。

長岡市の行政資料のコーナーでも、新潟市でも高田でもどこでもそうですけれども、行政資料のコーナーはすごい間口が広いですよ。例えば先日兵庫県の小野市というところの図書館を見てまいりました。行政資料、間口およそ３間。まずは自分のところの行政資料、周辺の自治体の行政資料、県の行政資料、そして国のもの——政府の行政資料——というふうに皆プレート表示がありまして、そこにばーっと並んでいるわけです。

我が南魚沼市の図書館の行政資料は、本当に貧弱であったと思います。少しずつ改善が進んできたなと思いますが、まだ私がこうやって持てる分くらいしか置いていないです。よその図書館を見て、見本のような図書館がありますから。一番この辺でいいのは長岡の中央図書館あたりを徹底的に研究して見習うということをやすべきだろうと私はと思いますが、これについて簡潔にお答え願います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 1 図書館の改善について

ほかの図書館の行政資料のコーナーがこうであるから、南魚沼市がこうしなければいけないというふうには考えておりません。南魚沼市の行政資料については、勝又議員からご指摘いただいたこともあり、徐々に収集を進めているところであります。南魚沼市は南魚沼市の行政資料、しっかりと収集を続けたいと思います。その中で他の図書館の参考にする点が、よい点がありましたら、そこはぜひ学びたいと考えております。

以上でございます。

○議 長 9 番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 1 図書館の改善について

6問目にいきましょう。本を購入するときの選書は適切かどうかと。これについては、蔵書の状況等を見ながら、適切に購入するように配慮しているということのようでありました。これについても二言、三言、私は言いたいことがあるのですが、今回は端折ってみましょう。

(7) 県立図書館から直接指導を受けてきたその内容についてということの質問については、蔵書のバランス等とか、あるいは資料の収集について指導を受けているというお話でありました。本当にこの指導がきちんと受け止められていれば、今までのような問題というのは起きていなかったと思うのです。やはりそこに働く職員の意識づけといいですか、あるいは教育委員会そのものにも大きな責任があると思います。最終的には市長の責任だと私は思っています。それはそうと、これについてもここまでとすることとします。

(8) 本の廃棄については、教育長の説明でよく分かりました。

図書館の改善計画について。組織的に改善に向けた取組をするべきではないかというお尋ねでありましたが、日々改善に心がけているという答弁は以前からも繰り返しありました。一つ一つ改善が進んでいるというようなそういう答弁も繰り返し以前あったように記憶しています。大和町、塩沢町の図書館と一体的に管理運営をするというお話、その答弁を聞いて私は安心したのですが、必ずしもそうっていないということを我々は認識すべきだと、そのように思いました。

それはそれとして、最後に図書館について振り返ってみるべき時期に来ているという教育長の答弁を聞いて、私は内心ほっとした思いがあります。ぜひ、振り返って、どこが欠けているか、内部の職員で徹底的に問題を洗い直して改善に努めていただきたいと思います。

図書館問題については、ここで終わりとなります。

2 時間外勤務の削減について

大きな2問目に移ります。時間外勤務の削減についてお尋ねします。

(1) 時間外勤務を減らすことを目的として、毎週水曜日をノー残業デーと定めていますが、その成果はどのように数値化されてきたか、お尋ねします。

○議 長 市長。

○市 長 2 時間外勤務の削減について

それでは、勝又議員の2つ目の項目につきまして答弁申し上げます。時間外勤務の削減。時間外勤務削減の取組の一つとして、毎週水曜日、ノー残業デーという名称ですが、この徹底を実施しております。管理職の朝礼、また庁内放送で定時退庁を呼びかけまして、やむを得ず時間外勤務をする場合には、原則として同一週の別の日にノー残業デーを振り替えることとしています。

数値化としては、ノー残業デーに時間外勤務を行った本庁の職員の数、職員数を月ごとに集計しています。どのような業務内容の時間外勤務であったかを確認しています。令和4年4月から令和5年1月までにノー残業デーに時間外勤務をした職員の延べ人数は1,053人、前年度と比較すると188人増加しているところです。これはマイナンバーに関する業務が非常に増加しているということ。また新型コロナウイルス関連の臨時特別給付金事務など、ほ

かにもありますが、どうしても水曜日に時間外勤務を行わなければならないといったようなことからであります。緊急的な業務が増えているということが要因であります。

なお、令和4年4月から令和5年1月までの1人当たりの月平均の時間外勤務時間は9.4時間、昨年度と比較すると1時間程度減少しています。今後も引き続きノー残業デーの取組を徹底しながら、時間外勤務の削減を推進していきたいと考えております。よろしくお願ひします。

○議 長 9番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 2 時間外勤務の削減について

私がなぜこのような質問をしたかと申し上げますと、議員になってからずっとですけれども、水曜日は夕方アナウンスがあると。今日はノー残業デーですと。そういうアナウンスがあっても、午後7時、8時の頃、この庁舎の周りを回ってみると、車で回ってみると、あちらも明かりがついている、こちらも明かりがついていると。繰り返し、繰り返し見に来てみると、確かに明かりがついているのです。これは本当に徹底するつもりがあるのか、ないのか。中に入って見たことが実はあったのです。ちょっと中みたいな感じで、広いところに1人、2人、あとは明かりがずっとついているみたいな。こういうのもどうなのかなと、そんなふうに思ったことがありました。

本当の意味でノー残業デーを徹底するという気持ちに欠けるのではないかと、私はそんなふうに思ってこの質問を用意したのですが、今の市長の答弁を聞けば、あるいはそうかもしれないとうなずきもしたのであります。数値的には——ここ一、二年一概に比較はできませんよね。新型コロナ関係があったり、マイナンバー関係があったりして、なので数値化については大変その自己評価が難しいと思います。そんなわけで（1）については、これで終わりとしてします。

では（2）に移ります。令和5年度予算において、時間外勤務手当の予算額を過去5年間の比較で最も少ない金額にできたのはなぜか、という質問であります。私は平成28年まで遡ってみたのですが——5年以上ですね、遡ってみたのですが、やはり今年が予算としては一番少ないのです。その辺、どんな努力をなさったのか。これは我々が知らない努力があったの数字だろうと思いますが、お尋ねします。

○議 長 市長。

○市 長 2 時間外勤務の削減について

2つ目のご質問にお答えします。令和5年度の時間外勤務手当の予算額については、1億7,058万3,000円を計上しています。令和5年度です。この予算額は、選挙に伴う時間外勤務手当分1,259万5,000円を含んでいます。選挙分を除いた予算額としては、1億5,798万8,000円となっています。これは令和4年度の時間外手当の決算見込額を参考に試算しています。今回はまた令和5年度、県議会選挙がありますので、その分を上乗せしていますが、除くようになったということ。これは決算見込みです。令和4年度——今の当該年度を参考にしています。

令和元年度からの選挙などを除きました時間外勤務手当の決算額、令和元年度が1億6,282万5,000円、令和2年度が1億3,820万円、令和3年度が1億4,908万4,000円となっています。令和4年度につきましては、1億4,500万円ほどで、減少する見込みであります。

これを踏まえまして、令和5年度の時間外勤務手当の予算額は、過年度における時間外勤務手当の決算額が減少していることを反映した予算額となっています。ちなみに、選挙なども含む予算額でいうと、過去5年間で一番少ない予算額になります。

しかしこの数年間の新型コロナの対応というのは、例えば福祉保健的などところだけではなくて、商工とかいろいろなところが、ほかにもありますけれども、応援に行っている人たちもいますし、様々なことがありますので、少し上がり下がりというのはあまり参考になるのかどうかというところがあります。私としては時間外を減らすようにもちろんやっています。職員の全員の健康とか、そういうことも含めて、そういうふうに行っているところでありませぬ。

以上です。

○議長 長 9番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 2 時間外勤務の削減について

市長より丁寧な答弁をいただきました。言われればそのとおり、ここ一、二年の間の時間外勤務については、そう簡単に単純に比較して物事が評価できたり判断できたりという局面ではないですね。その辺のことは私も分からないで聞いているわけではありません。ただ、予算書、決算書を並べてずっと数字を追ってみると、今年は異様に少ないなど。これは執行部の方々が様々な意味で努力をした結果かなと、そんなふうに思ったので、あえてこの質問を用意してみました。

(3)に移りましょう。それぞれの部・課・係ごとに時間外勤務手当の予算配分をし、それを減らすための目標管理を行ってはどうかという質問であります。よその行政の自治体の予算書、決算書等を見ると、款別に時間外勤務の数字が載っている自治体のものが結構あるのです。魚沼市もそうです。上越市もそうです。そうすると、その款ごとにその年の時間外勤務の予算が分かると。部・課・係でそれをまた配分するわけです。月ごとにまたそれを配置し直して、毎月、毎月の時間外勤務の実績をグラフにして載せてみると、オーバーしそうであるか、あるいは目標値以内で収まるかとか、そういうのが大体分かるようになります。民間ならこういうことは当たり前のようにやります。時間に対する成果とか、様々なことをグラフにつけてやるわけですがけれども、お役所仕事というのは、なかなかそういうことをしない。

我が南魚沼市の予算書、決算書には時間外勤務手当についての記述が総合計でしか出ていないと。では、例えばお尋ねしますが、積算根拠というのはどうやって計算しているのかと。例えば款ごとに数字が決まっていれば、それを合計すると1億7,000万円になるのですというような、そういう誰が見ても分かりやすい積算根拠というのが、我々が見る予算書にはないわけですね。その辺のことをちょっと、どういう仕組みになっているのか、お尋ねしま

す。

○議 長 市長。

○市 長 2 時間外勤務の削減について

私の用意した回答でもし足りないところがあれば、言っていただければまた詳しく答えさせることにしますが、大体お分かりいただけると思うのですけれども、この3番目のご質問ですが、時間外勤務の予算については、確かに部・課・係ごとの予算配分は行っていません。が、款・項・目別に管理しています。なので、款・項・目別の管理は例えば2款の総務管理費というように、職員数が多い款項目もありますが、例えば2款の徴税費や監査委員費とか、4款の保健衛生費は、課の単位でやっているのです。4款（当日訂正発言あり）の生活保護費は、係単位となっています。課または係ごとの予算管理になっている項・目もある。

なお、この係とか班ごとの時間外勤務の状況については、市役所内でいうと庁内LAN——ネットワークですね、この庁内LANの掲示板で1人当たりの時間数とか、それから時間数が45時間、それと80時間——こういう区切りがありますが——を超えた人数などを毎月公表しているのです。毎月公表しているのです。我々は分かっている。前年度の比較による増減を示した中で無駄な残業がないかなど、各係とか班単位で職員の意識改革やコストを意識した計画的な業務遂行につながるよう努めているということです。私も把握しています。各個人名で全部出てきます。一番多い時間外の職員からだあっと出てきます。これは大変な心痛なのです、自分としては。そこを最後認める判こをつくののです。

時間外というのは、大変過労死ラインとかがあるのです。これの判こをつくとき、私は常に判こは重いなと思いながらついているのです、毎月……（何事か叫ぶ者あり）あ、そうか、ごめんなさい。ちょっと言い直します。先ほど生活保護費は4款ではなくて、3款。ちょっと款を間違えましたので、それだけ訂正します。

そういうことでありまして、議員の話も分かりますが、今のところで我々としては——多分、質問のご趣旨はここをなるべく減らすように各部・課ごとに意識しながら、競争原理と言っては悪いですが、そういったことも入れながら下げていったらどうだという趣旨のご質問だと思うので、これには我々としてはやっているというふうに思っておりますので、引き続き現在の取組を継続しながら、時間外勤務の削減に取り組んでいきたいと考えています。

あとは先ほど言ったように、ちょっと見ていただくと大分分かっていただけるのではなからうかと思えます。

○議 長 9番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 2 時間外勤務の削減について

大分事情が分かりました。民間であれば、末端の社員まで皆見られるような、職場の通路とか、あるいは皆が通るところの壁とか、そういうところにグラフを貼って、今月はこういう状況だとか、このまま行くと大分オーバーしそうだとか、そういうものがちゃんと末端の社員にまで意識づけできるように見える化しているのが普通だろうと思います。

5人、10人社員を使っているところなどでも、それをやっている会社は結構あると思います。そうしないと、なかなか時間外勤務というのは減っていかないと。それはお役所の世界で、部長・課長が分かる、あるいは市長が分かるというレベルではなくて、末端の職員にまではっきりと、誰とかいう個人名は云々で出すべきではないと思いますけれども、その部署、その部署の実態の数字というものはっきり見える化して、皆で減らしていこうよという意識づけにつなげていく努力はするべきだと私は思います。

お役所の世界のことですから、どこまでそれが可能であるか分かりませんが、これについての市長の考え方をお尋ねします。

○議 長 市長。

○市 長 2 時間外勤務の削減について

これはお答えしますが、私どもはもうやっています。そういう形でやっています、我々は。ただ、一般企業と違うのは、外のほうから、私どもがこういう形で議会さんとか、それから市民の目というものもあるかもしれません。その点が違うだけではないでしょうか。公なものですから、我々が。そういうところはありますが、我々は内部でやっておりますので、ということです。

○議 長 9番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 2 時間外勤務の削減について

今、市長の答弁を聞いて安心したところであります。

以上をもちまして、私の一般質問を終了とします。

○議 長 以上で、勝又貞夫君の一般質問を終わります。

○議 長 以上で、本日の日程は全部終了しました。

○議 長 本日はこれで散会したいと思います。

○議 長 次の本会議はあさって3月10日、午前9時半、当議事堂で開きます。大変お疲れさまでした。

[午後3時34分]